コクサイ・ケイマン・トラスト -

グローバルCBエマージングPLUS

ケイマン諸島籍契約型外国投資信託/追加型

米ドルクラス受益証券 豪ドルクラス受益証券 円クラス(ヘッジあり)受益証券 円クラス(ヘッジなし)受益証券

運用報告書(全体版)

作成対象期間第6期

(自 2015年 9 月 1 日) 至 2016年 8 月31日)

管理会社

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

受益者のみなさまへ

毎々、格別のご愛顧にあずかり厚くお礼申し上げます。

さて、コクサイ・ケイマン・トラストーグローバルCBエマージングPLUS(以下「サブ・ファンド」といいます。)は、このたび、第6期の決算を行いました。

ここに、運用状況をご報告申し上げます。

今後とも一層のお引立てを賜りますよう、お願い申し上げます。

サブ・ファンドの仕組みは、以下のとおりです。

サブ・ファンドの仕組みは、以下のとおりです。					
ファンド形態	ケイマン諸島籍契約型外国投資信託/追加型				
信託期間	裁量により、もしくは受討 その存続期間を延長しない でに終了する場合を除きま				
運用方針	換社債(以下「世界の転換 ブ・ファンドであるグロー 下「投資先ファンド」とい 信託財産の成長を目指すこ	がは、日本国内で発行された転換社債または円建の転換社債を除く世界の転換社債」といいます。)に主として投資を行うコクサイ・トラスト2のサーバルCB エマージング・プラス・ファンドのGCBEFノン・ヘッジクラス(以いいます。)へ主に投資することにより、安定したインカムゲインの確保ととです。			
主要投資対象	サブ・ファンド	コクサイ・トラスト2 - グローバルCB エマージング・プラス・ファンド GCBEFノン・ヘッジクラス			
	コクサイ・トラスト2 - グローバルCB エマージング・プラス・ ファンド GCBEFノン・	世界の転換社債(日本国内で発行された転換社債または円建の転換社債を 除きます。)			
サブ・ファンド の運用方法	ヘッジクラス ケイマン諸島籍の投資信託 投資先ファンドに投資する	そであるコクサイ・トラスト2のサブ・ファンドの1投資証券クラスである			
主な投資制限	サブ・ファンド	①サブ・ファンドについて空売りされる証券の時価総額は、サブ・ファンドの純資産価額を超えないものとします。 ②原則として、残存借入総額がサブ・ファンドの純資産価額の10%を超える場合、借入れは禁止されます。			
		③サブ・ファンドは、原則として、私募証券、非上場証券または不動産等の直ちに換金できない流動性に欠ける資産にサブ・ファンドの純資産価額の15%を超えて投資を行いません。 ④投資対象の購入、投資および追加の結果、サブ・ファンドの資産額の			
	コクサイ・トラスト2	50%を超えて、金融商品取引法第2条第1項に規定される「有価証券」の定義に該当しない資産を構成する場合、かかる投資対象の購入、投資および追加を行いません。 ①適格投資対象(所定の要件を満たす転換社債、他社株転換社債およびワ			
	ー グローバルCB エマージング・プラス・ ファンド GCBEFノン・ ヘッジクラス	②単一銘柄の社債の保有は、投資先ファンドの純資産価額の80%以上とします。			
		③CCC+/Caa1以下の格付を付与された単一発行体の証券(政府または政府機関により発行または保証されたものを除きます。)の保有は、投資先ファンドの純資産価額の2%を超えてはなりません。 ④適格デリバティブによって生じたショート・ポジションを除いて、いか			
		なる証券についてもショート・ポジションを取得してはなりません。 ⑤投資先ファンドの純資産価額の10%を超える借入れを行ってはなりません。			
		⑥投資先ファンドの純資産価額の15%を超えて非流動資産 ^(注) に投資してはなりません。 ⑦いかなる集団投資スキームにも投資してはなりません。			
		⑧CCC+/Caa1以下の格付を付与された証券の保有総額は、投資先ファンドの純資産価額の30%以下とします。			
		⑨投資先ファンドの投資対象の平均格付は、投資先ファンドの投資期間中、B-/B3以上に維持されます。上記③、⑧および⑨の遵守の測定にあたり、投資先ファンドの投資運用会			
		社は、スタンダード・アンド・プアーズおよびムーディーズにより付与された信用格付を参照します。ある証券について異なる格付が付与されている場合、低い方の格付が適用されます。格付が付与されていない銘柄に関して、投資先ファンドの投資運用会社は、自己による信用格付を参照します。			
		(注) 「非流動資産」とは、投資先ファンドの投資運用会社が7日以内に 取引価格を見出せない資産をいいます。			
分配方針	す。) に、各クラスについ能な元本から分配を宣言す扱会社に受益証券の保管を	こり、1月と7月の15日(当該日が営業日でない場合には、翌営業日としまって、純投資収益、純実現および未実現キャピタル・ゲインならびに分配可つることができます。分配は、受益者(日本における販売会社または販売取会託している日本の投資者の保有する受益証券に関しては、日本におけるこの宣言時から起算して5営業日以内に行われます。			

I. 運用の経過等

(1) 当期の運用の経過および今後の運用方針

■1口当たり純資産価格等の推移について



<米ドルクラス>

第5期末の1口当たり 純資産価格	115.88米ドル
第6期末の1口当たり 純資産価格	118.85米ドル
第6期中の1口当たり 分配金合計額	0.20米ドル
騰落率	2. 74%

- (注1) 1口当たり純資産価格および純資産価額は、評価日付で公表された1口当たり純資産価格および純資産価額を記載しており、 サブ・ファンドの財務書類における数値と一致しない場合があります。以下同じです。
- (注2) 課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格は、各クラスの公表されている1口当たり純資産価格に各収益分配金 (課税前)をその分配を行う日に全額再投資したと仮定して算出したもので、サブ・ファンド運用の実質的なパフォーマンスを示すものです。以下同じです。
- (注3) 課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格は、運用開始日 (2011年1月12日) の受益証券1口当たり純資産価格を起点として計算しています。以下同じです。
- (注4) 騰落率は、税引前の分配金を分配時に再投資したものとみなして計算された評価日付の課税前分配金再投資換算1口当たり純 資産価格に基づき計算しています。以下同じです。
- (注5) 1口当たり分配金の金額は、税引前の金額を記載しています。以下同じです。
- (注6) サブ・ファンドの購入価額により課税条件は異なりますので、お客様の損益の状況を示すものではありません。以下同じです。
- (注7) サブ・ファンドにベンチマークは設定されておりません。



<豪ドルクラス>

第5期末の1口当たり 純資産価格	160.47豪ドル
第6期末の1口当たり 純資産価格	157. 20豪ドル
第6期中の1口当たり 分配金合計額	0.20豪ドル
騰落率	-1.91%



<円クラス(ヘッジあり)>

第5期末の1口当たり 純資産価格	11,955円
第6期末の1口当たり 純資産価格	12, 188円
第6期中の1口当たり 分配金合計額	20円
騰落率	2. 12%



<円クラス(ヘッジなし)>

第5期末の1口当たり 純資産価格	16,901円
第6期末の1口当たり 純資産価格	14,781円
第6期中の1口当たり 分配金合計額	20円
騰落率	-12.43%

■1口当たり純資産価格の主な変動要因

- ・投資先ファンドの受益証券を通じて実質的に投資している外貨建の転換社債(CB)等(日本国内のものを除きます。)のキャピタルゲイン(値上がり益)やインカムゲイン(利息収入)が発生したことなどが1口当たり純資産価格の上昇要因となりました。
- ・豪ドルクラスでは、米ドルの対豪ドルでの下落などが、1口当たり純資産価格の下落要因となりました。円クラス(ヘッジなし)では、米ドルの対円での下落などが、1口当たり純資産価格の下落要因となりました。

■分配金について

当期(2015年9月1日~2016年8月31日)の1口当たり分配金(税引前)はそれぞれ下表のとおりです。なお、下表の「分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額」は、当該分配落日における1口当たり分配金額と比較する目的で、便宜上算出しているものです。

<米ドルクラス> (金額:米ドル)

分配落日	1口当たり純資産価格	1 口当たり分配金額 (対1 口当たり純資産価格 比率 ^(注1))	分配金を含む1口当たり 純資産価格の変動額 (注2)
2016/1/15	109. 78	0. 10 (0. 09%)	-8. 85
2016/7/15	116. 73	0. 10 (0. 09%)	7.05

- (注1) 「対1口当たり純資産価格比率」とは、以下の計算式により算出される値であり、サブ・ファンドの収益率とは異なる点にご留意ください。
 - 対1口当たり純資産価格比率(%)=100×a/b
 - a=当該分配落日における1口当たり分配金額
 - b=当該分配落日における1口当たり純資産価格+当該分配落日における1口当たり分配金額 以下同じです。
- (注2) 「分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額」とは、以下の計算式により算出されます。
 - 分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額=b-c
 - b=当該分配落日における1口当たり純資産価格+当該分配落日における1口当たり分配金額
 - c=当該分配落日の直前の分配落日における1口当たり純資産価格

以下同じです。

(注3) 2016年1月15日の直前の分配落日 (2015年7月15日) における1口当たり純資産価格は、118.73米ドルでした。

<豪ドルクラス> (金額:豪ドル)

分配落日	1口当たり純資産価格	1口当たり分配金額 (対1口当たり純資産価格 比率)	分配金を含む1口当たり 純資産価格の変動額
2016/1/15	158. 99	0. 10 (0. 06%)	-0.65
2016/7/15	152. 72	0. 10 (0. 07%)	-6. 17

(注) 2016年1月15日の直前の分配落日(2015年7月15日)における1口当たり純資産価格は、159.74豪ドルでした。

<円クラス(ヘッジあり)>

(金額:円)

分配落日	1口当たり純資産価格	1 口当たり分配金額 (対1 口当たり純資産価格 比率)	分配金を含む1口当たり 純資産価格の変動額
2016/1/15	11, 374	10 (0. 09%)	- 922
2016/7/15	12, 015	10 (0. 08%)	651

(注) 2016年1月15日の直前の分配落日 (2015年7月15日) における1口当たり純資産価格は、12,306円でした。

<円クラス(ヘッジなし)>

(金額:円)

分配落日	1口当たり純資産価格	1口当たり分配金額 (対1口当たり純資産価格 比率)	分配金を含む1口当たり 純資産価格の変動額
2016/1/15	15, 430	10 (0. 06%)	- 2, 231
2016/7/15	14, 797	10 (0. 07%)	− 623

⁽注) 2016年1月15日の直前の分配落日(2015年7月15日)における1口当たり純資産価格は、17,671円でした。

■投資環境について

2015年9月1日から当期末における世界CB市況(Thomson Reuters Global Vanilla Convertible Bond Index)は、概ね堅調に推移し、期を通しては4.4%のプラス(米ドルベース)となりました。 2015年9月1日から2016年2月中旬頃にかけては、国際商品市況や株式市況の下落などを背景に、投資家のリスク回避的な姿勢が強まったことを受けて世界CB市況は下落しました。

その後、2016年2月下旬から当期末にかけては、国際商品市況や株式市況が反発したこと、BOE (英中央銀行)が金融緩和策を発表したことなどを受けて世界CB市況は上昇しました。

■ポートフォリオについて

投資先ファンドでは、徹底的なボトムアップ・アプローチによる個別銘柄選択により、ポートフォリオを構築しました。個別銘柄選択にあたっては、個別銘柄のCB固有の特性をはじめ、株式や債券としての側面などあらゆる観点から分析・評価を行いました。市場環境を的確に捉え、トータルリターンを追求する運用を行いました。当期末現在での転換社債組入比率は96.9%、組入銘柄数は120銘柄となりました。

■投資の対象とする有価証券の主な銘柄

当期末現在における投資有価証券の主な銘柄については、後記「IV. ファンドの経理状況 (3) 投資有価証券明細表等」をご参照ください。

■今後の運用方針

投資顧問会社では、CBは株価の上昇によるCB価格の値上がり益を追求できる上、債券的側面から CB価格の下値は限定される傾向にあり、中長期的にみて魅力的であるとみています。株式市場については、米国の株価はフェアバリューであると思われるものの、欧州の株式市場は上値余地があるとみています。債券市場については、米国の利上げ観測や欧州での景気回復等を背景に、金利が上昇する局面も考えられますが、CB市場の金利感応度は比較的低いことから、金利上昇による影響は限定的であると考えています。

サブ・ファンドは、引き続き、投資先ファンドを通じて、主として世界の転換社債(日本国内で発行されたものおよび円建のものを除きます。)へ投資を行うとともに、円クラス(ヘッジあり)は、原則として原資産通貨(投資先ファンドの資産の各通貨をいいます。)のエクスポージャーにつき円貨へとヘッジを行い、為替変動リスクの低減をはかります(新興国通貨等の一部通貨の通貨リスク(エクスポージャー)につき、原資産通貨との相関性が高い代替する主要通貨を使用して、円貨へとヘッジを行います。)。米ドルクラス、豪ドルクラスおよび円クラス(ヘッジなし)は、通貨リスクについてヘッジを行いません。

(2) 費用の明細

項目	項目6	の概要
管理報酬 (副管理報酬を 含みます。)	純資産価額の年率0.04%	信託証書に定める管理会社としての業務の対価として、管理会社に支払われます。
投資顧問報酬	純資産価額の年率0.38%	投資顧問契約に基づく投資顧問業務の対価とし て、投資顧問会社に支払われます。
受託報酬	純資産価額の年率0.01% (最低年間10,000米ドル)	信託証書に基づく受託業務の対価として、受託 会社に支払われます。
管理事務代行報 酬、名義書換事 務代行報酬	純資産価額 対純資産価額の料率 方億米ドルまでの部分に	管理事務代行契約に基づく管理事務代行業務お よび名義書換事務代行業務の対価として、管理 事務代行会社兼名義書換事務代行会社に支払わ れます。
保管報酬	合意済の取引手数料の支払、適切な裏付けのあ る立替費用の払戻しを受けます。	保管契約に基づく保管業務の対価として、保管 会社に支払われます。
販売報酬	純資産価額の年率0.50%	投資者からの申込みまたは買戻請求を管理会社 に取り次ぐ等の業務の対価として、日本におけ る販売会社に支払われます。
代行協会員報酬	純資産価額の年率0.05%	受益証券1口当たり純資産価格の公表を行い、 また受益証券に関する目論見書、決算報告書そ の他の書類を日本における販売会社に送付する 等の業務の対価として、代行協会員に支払われ ます。
その他の費用 (当期)	0. 40%	サブ・ファンドの設立に関する費用、投資関連 費用、運営費用(弁護士に支払う開示書類の作 成・届出業務等に係る報酬および監査人等に支 払う監査に係る報酬等を含みます。)、および その他すべての管理費用として支払われます。

⁽注1) 各報酬については、目論見書に定められている料率または金額を記載しています。「その他の費用(当期)」には運用状況等により変動するものや実費となる費用が含まれます。便宜上、当期のその他の費用の金額をサブ・ファンドの当期末の純資産価額で除して100を乗じた比率を表示していますが、実際の比率とは異なります。

⁽注2) 各項目の費用は、サブ・ファンドが組み入れている投資先ファンドの費用を含みません。

Ⅱ. 直近10期の運用実績

(1) 純資産の推移

下記の各会計年度末および第6会計年度中における各月末の純資産の推移は、以下のとおりです。

<米ドルクラス>

	純資産価額		1口当たり純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
第1会計年度末 (平成23年8月末日)	89, 243, 815. 61	10, 396, 012, 080	95. 19	11, 089
第2会計年度末 (平成24年8月末日)	28, 206, 670. 80	3, 285, 795, 081	97. 09	11, 310
第3会計年度末 (平成25年8月末日)	13, 926, 188. 88	1, 622, 261, 743	108. 84	12, 679
第4会計年度末 (平成26年8月末日)	7, 886, 540. 22	918, 703, 070	123. 58	14, 396
第5会計年度末 (平成27年8月末日)	5, 329, 295. 07	620, 809, 583	115. 88	13, 499
第6会計年度末 (平成28年8月末日)	4, 069, 259. 40	474, 028, 028	118.85	13, 845
平成27年9月末日	5, 155, 393. 18	600, 551, 752	113. 81	13, 258
10月末日	4, 929, 423. 80	574, 228, 578	117. 43	13, 679
11月末日	4, 503, 103. 85	524, 566, 567	115.74	13, 483
12月末日	4, 352, 479. 71	507, 020, 361	114. 58	13, 347
平成28年1月末日	4, 082, 510. 08	475, 571, 599	110. 38	12,858
2月末日	4, 039, 370. 87	470, 546, 313	110.40	12,860
3月末日	4, 155, 200. 05	484, 039, 254	115. 30	13, 431
4月末日	4, 142, 192. 47	482, 524, 001	116. 64	13, 587
5月末日	4, 068, 185. 72	473, 902, 955	116. 05	13, 519
6月末日	4, 015, 468. 03	467, 761, 871	115. 19	13, 418
7月末日	4, 042, 249. 93	470, 881, 694	118.06	13, 753
8月末日	4, 069, 259. 40	474, 028, 028	118.85	13, 845

- (注1) 上記「純資産価額」および「1口当たり純資産価格」の数値は、評価日付で公表された純資産価額および1口当たり純資産価格を記載しており、財務書類の数値と異なる場合があります。以下、「(1) 純資産の推移」において同じです。
- (注2) アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」といいます。)およびオーストラリア・ドル(以下「豪ドル」といいます。)の円貨換算は、便宜上、平成28年12月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=116.49円および1豪ドル=84.36円)によります。以下、米ドルおよび豪ドルの円貨表示は別段の記載がない限りこれによるものとします。

<豪ドルクラス>

	純資産価額		1口当たり純資産価格	
	豪ドル	円	豪ドル	円
第1会計年度末 (平成23年8月末日)	25, 151, 291. 15	2, 121, 762, 921	88. 44	7, 461
第2会計年度末 (平成24年8月末日)	8, 315, 935. 95	701, 532, 357	93. 31	7, 872
第3会計年度末 (平成25年8月末日)	3, 566, 926. 14	300, 905, 889	121.44	10, 245
第4会計年度末 (平成26年8月末日)	1, 987, 654. 24	167, 678, 512	131. 33	11, 079
第5会計年度末 (平成27年8月末日)	2, 332, 100. 37	196, 735, 987	160. 47	13, 537
第6会計年度末 (平成28年8月末日)	1, 527, 805. 05	128, 885, 634	157. 20	13, 261
平成27年9月末日	2, 286, 597. 04	192, 897, 326	160. 99	13, 581
10月末日	2, 101, 243. 26	177, 260, 881	163. 48	13, 791
11月末日	2, 021, 405. 04	170, 525, 729	158. 88	13, 403
12月末日	1, 657, 085. 60	139, 791, 741	156. 17	13, 175
平成28年1月末日	1, 616, 743. 61	136, 388, 491	154. 99	13, 075
2月末日	1, 529, 808. 36	129, 054, 633	153. 73	12, 969
3月末日	1, 487, 644. 54	125, 497, 693	149. 50	12,612
4月末日	1, 512, 409. 75	127, 586, 887	151. 99	12,822
5月末日	1, 570, 152. 97	132, 458, 105	159. 58	13, 462
6月末日	1, 510, 308. 76	127, 409, 647	153. 50	12, 949
7月末日	1, 500, 889. 10	126, 615, 004	154. 43	13, 028
8月末日	1, 527, 805. 05	128, 885, 634	157. 20	13, 261

<円クラス(ヘッジあり)>

	純資産価額	1口当たり純資産価格
	円	円
第1会計年度末 (平成23年8月末日)	9, 621, 021, 202	9, 389
第2会計年度末 (平成24年8月末日)	2, 685, 029, 527	9, 851
第3会計年度末 (平成25年8月末日)	1, 420, 921, 377	10, 856
第4会計年度末 (平成26年8月末日)	866, 147, 601	12, 281
第5会計年度末 (平成27年8月末日)	636, 767, 106	11, 955
第6会計年度末 (平成28年8月末日)	533, 928, 788	12, 188
平成27年9月末日	614, 665, 449	11, 739
10月末日	619, 426, 409	12, 154
11月末日	604, 847, 789	12, 094
12月末日	583, 288, 904	11, 862
平成28年1月末日	550, 645, 257	11, 452
2月末日	548, 634, 680	11, 437
3月末日	562, 533, 481	11, 795
4月末日	567, 136, 424	11, 929
5月末日	546, 362, 973	11, 919
6月末日	530, 189, 841	11,846
7月末日	534, 161, 479	12, 111
8月末日	533, 928, 788	12, 188

<円クラス(ヘッジなし)>

	純資産価額	1口当たり純資産価格
	円	円
第1会計年度末 (平成23年8月末日)	6, 042, 065, 015	8, 750
第2会計年度末 (平成24年8月末日)	1, 900, 508, 585	9, 120
第3会計年度末 (平成25年8月末日)	996, 918, 122	12, 820
第4会計年度末 (平成26年8月末日)	617, 643, 253	15, 431
第5会計年度末 (平成27年8月末日)	1, 102, 839, 215	16, 901
第6会計年度末 (平成28年8月末日)	798, 037, 521	14, 781
平成27年9月末日	1, 050, 515, 888	16, 398
10月末日	1, 080, 487, 652	17, 019
11月末日	1, 007, 864, 799	17, 116
12月末日	975, 213, 666	16, 589
平成28年1月末日	932, 967, 499	16, 056
2月末日	865, 398, 339	14, 958
3月末日	902, 117, 200	15, 592
4月末日	874, 304, 122	15, 138
5月末日	856, 484, 053	15, 444
6月末日	784, 405, 563	14, 295
7月末日	794, 526, 650	14, 480
8月末日	798, 037, 521	14, 781

(2) 分配の推移

下記の各会計年度および第6会計年度中における分配の推移は、以下のとおりです。 <米ドルクラス>

	米ドル	円
第1会計年度 (平成23年1月12日~平成23年8月末日)	0.10	12
第2会計年度 (平成23年9月1日~平成24年8月末日)	0. 20	23
第3会計年度 (平成24年9月1日~平成25年8月末日)	0. 20	23
第4会計年度 (平成25年9月1日~平成26年8月末日)	0. 20	23
第5会計年度 (平成26年9月1日~平成27年8月末日)	0. 20	23
第6会計年度 (平成27年9月1日~平成28年8月末日)	0. 20	23
平成28年1月	0. 10	12
7月	0. 10	12

<豪ドルクラス>

	豪ドル	円
第1会計年度 (平成23年1月12日~平成23年8月末日)	0.10	8
第2会計年度 (平成23年9月1日~平成24年8月末日)	0. 20	17
第3会計年度 (平成24年9月1日~平成25年8月末日)	0. 20	17
第4会計年度 (平成25年9月1日~平成26年8月末日)	0. 20	17
第5会計年度 (平成26年9月1日~平成27年8月末日)	0. 20	17
第6会計年度 (平成27年9月1日~平成28年8月末日)	0. 20	17
平成28年1月	0.10	8
7月	0.10	8

<円クラス(ヘッジあり)>

	円
第1会計年度 (平成23年1月12日~平成23年8月末日)	10
第2会計年度 (平成23年9月1日~平成24年8月末日)	20
第3会計年度 (平成24年9月1日~平成25年8月末日)	20
第4会計年度 (平成25年9月1日~平成26年8月末日)	20
第5会計年度 (平成26年9月1日~平成27年8月末日)	20
第6会計年度 (平成27年9月1日~平成28年8月末日)	20
平成28年1月	10
7月	10

<円クラス(ヘッジなし)>

	円
第1会計年度 (平成23年1月12日~平成23年8月末日)	10
第2会計年度 (平成23年9月1日~平成24年8月末日)	20
第3会計年度 (平成24年9月1日~平成25年8月末日)	20
第4会計年度 (平成25年9月1日~平成26年8月末日)	20
第5会計年度 (平成26年9月1日~平成27年8月末日)	20
第6会計年度 (平成27年9月1日~平成28年8月末日)	20
平成28年1月	10
7月	10

(3) 販売および買戻しの実績

下記の各会計年度における受益証券の販売および買戻しの実績ならびに各会計年度末日現在の受益証券の発行済口数は、以下のとおりです。

<米ドルクラス>

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度 (平成23年1月12日~ 平成23年8月末日)	1, 595, 060 (1, 595, 060)	657, 549 (657, 549)	937, 511 (937, 511)
第2会計年度 (平成23年9月1日~ 平成24年8月末日)	成23年9月1日~ 10,635		290, 529 (290, 529)
第3会計年度 (平成24年9月1日~ 平成25年8月末日)	15, 410 (15, 410)	177, 991 (177, 991)	127, 948 (127, 948)
第4会計年度 (平成25年9月1日~ 平成26年8月末日) 1,650 (1,650)		65, 783 (65, 783)	63, 815 (63, 815)
第5会計年度 (平成26年9月1日~ 平成27年8月末日)	7, 120 (7, 120)	24, 944 (24, 944)	45, 991 (45, 991)
第6会計年度 (平成27年9月1日~ 平成28年8月末日)	0 (0)	11, 752 (11, 752)	34, 239 (34, 239)

- (注1) ()の数は本邦における販売・買戻しおよび発行済口数です。以下同じです。
- (注2) 第1会計年度の販売口数は、当初申込期間中に販売された販売口数を含みます。以下同じです。
- (注3) 上記の数値は、評価日付で公表された販売および買戻しの実績、ならびに発行済口数を記載しており、財務書類の数値と異なる場合があります。以下、「(3) 販売および買戻しの実績」において同じです。

<豪ドルクラス>

	販売口数	買戻口数	発行済口数	
第1会計年度 (平成23年1月12日~ 平成23年8月末日)	469, 185 (469, 185)	184, 805 (184, 805)	284, 380 (284, 380)	
第2会計年度 (平成23年9月1日~ 平成24年8月末日)	3, 527 (3, 527)	198, 781 (198, 781)	89, 126 (89, 126)	
第3会計年度 (平成24年9月1日~ 平成25年8月末日)	2,000 (2,000)	61, 755 (61, 755)	29, 371 (29, 371)	
第4会計年度 (平成25年9月1日~ 平成26年8月末日)	0 (0)	14, 236 (14, 236)	15, 135 (15, 135)	
第5会計年度 (平成26年9月1日~ 平成27年8月末日)	1, 540 (1, 540)	2, 142 (2, 142)	14, 533 (14, 533)	
第6会計年度 (平成27年9月1日~ 平成28年8月末日)	138 (138)	4, 952 (4, 952)	9, 719 (9, 719)	

<円クラス(ヘッジあり)>

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度 (平成23年1月12日~ 平成23年8月末日)	2, 084, 245 (2, 084, 245)	1, 059, 535 (1, 059, 535)	1, 024, 710 (1, 024, 710)
第2会計年度 (平成23年9月1日~ 平成24年8月末日)	360 (360)	752, 505 (752, 505)	272, 565 (272, 565)
第3会計年度 (平成24年9月1日~ 平成25年8月末日)	0 (0)	141, 674 (141, 674)	130, 891 (130, 891)
第4会計年度 (平成25年9月1日~ 平成26年8月末日)	480 (480)	60, 843 (60, 843)	70, 528 (70, 528)
第5会計年度 (平成26年9月1日~ 平成27年8月末日)	0 (0)	17, 265 (17, 265)	53, 263 (53, 263)
第6会計年度 (平成27年9月1日~ 平成28年8月末日)	0 (0)	9, 457 (9, 457)	43, 806 (43, 806)

<円クラス (ヘッジなし) >

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度 (平成23年1月12日~ 平成23年8月末日)	1, 212, 139 (1, 212, 139)	521, 619 (521, 619)	690, 520 (690, 520)
第2会計年度 (平成23年9月1日~ 平成24年8月末日)	月 1 日 \sim $\frac{700}{(700)}$ $\frac{48}{(48)}$		208, 400 (208, 400)
第3会計年度 (平成24年9月1日~ 平成25年8月末日)	0 (0)	130, 636 (130, 636)	77, 764 (77, 764)
第4会計年度 (平成25年9月1日~ 平成26年8月末日)	0 (0)	37, 738 (37, 738)	40, 026 (40, 026)
第5会計年度 (平成26年9月1日~ 平成27年8月末日)	34, 880 (34, 880)	9, 654 (9, 654)	65, 252 (65, 252)
第6会計年度 (平成27年9月1日~ 平成28年8月末日)	0 (0)	11, 261 (11, 261)	53, 991 (53, 991)

Ⅲ. 純資産額計算書

(平成28年8月末日現在)

I	資産総額		18, 353, 513米ドル	2, 138, 000, 729円	
П	I 負債総額		257, 130米ドル	29, 953, 074円	
Ш	II 純資産総額(I − II)		18,096,383米ドル	2, 108, 047, 656円	
	米ドルクラス		34, 2	34, 239 □	
177	IV 発行済口数	豪ドルクラス	9, 7	19□	
1V		円クラス (ヘッジあり)	43, 8	06 □	
		円クラス (ヘッジなし)	53, 991 □		
		米ドルクラス	118.88米ドル 13,848円		
v	1口当たり	豪ドルクラス	157.20豪ドル	13, 261円	
	純資産価格	円クラス (ヘッジあり)	12, 1	88円	
	円クラス (ヘッジなし)		14, 7	81円	

⁽注)上記の表における各数値は、サブ・ファンドの財務書類に記載された数値であり、本書中の他の部分において記載されている数値またはその合計値と一致しない場合があります。詳細は、後記「IV. ファンドの経理状況

⁽²⁾ 損益計算書 財務書類に対する注記」をご参照ください。

Ⅳ. ファンドの経理状況

- a. サブ・ファンドの最近会計年度の日本文の財務書類は、アメリカ合衆国において一般に公正と認められる会計原則に準拠して作成された原文(英語)の財務書類を翻訳したものである(ただし、円換算部分を除く。)。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」(平成5年大蔵省令第22号。その後の改正を含む。)に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。その後の改正を含む。)第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. サブ・ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号。 その後の改正を含む。)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。)であるプライス ウォーターハウスクーパース ケイマン諸島から監査証明に相当すると認められる証明を受けて おり、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの(訳文を含 む。)が当該財務書類に添付されている。
- c. サブ・ファンドの原文の財務書類は、アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」という。)で表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されている。日本円への換算には、平成28年12月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=116.49円)が使用されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。日本円に換算された金額は四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

独立監査人の報告書

グローバルCBエマージングPLUSの受託会社としての地位のみにおけるブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド御中

我々は、コクサイ・ケイマン・トラストのサブ・ファンドである、グローバルCBエマージングPLUS (以下「サブ・ファンド」という。)の2016年8月31日現在の資産負債計算書および投資有価証券明細表ならびに同日に終了した年度の損益計算書および純資産変動計算書ならびに財務ハイライトについて監査を実施した。これらの財務書類および財務ハイライトを以下、総称して「財務書類」という。

財務書類に対する経営陣の責任

経営陣は、アメリカ合衆国において一般に公正と認められる会計原則に準拠して、本財務書類を作成 し適正に表示する責任を負う。かかる責任には、不正によるか誤謬によるかを問わず、重大な虚偽記載 のない財務書類の作成および適正表示に関する内部統制の立案、実施および維持することが含まれる。

監査人の責任

我々は、我々の監査に基づいて、本財務書類に対し意見を表明することについて責任を負う。我々は、アメリカ合衆国において一般に公正妥当と認められた監査基準に準拠してこれらの財務書類の監査を行った。これらの基準は、財務書類に重要な虚偽記載がないことの合理的な確証を得るために我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査は、財務書類中の金額および開示事項を裏付ける監査証拠を入手するための手続の実施を含んでいる。当該手続は、不正または誤謬による財務書類における重大な虚偽記載のリスク評価を含む我々の判断によって選定される。我々は当該リスク評価を行うにあたって、ファンドの財務書類の作成および公正な表示に関連する内部統制について検討する。これは、状況に適した監査手続を設計するためであって、ファンドの内部統制の有効性に意見を表明するためではない。したがって、我々はかかる意見を表明しない。監査はまた、経営陣により採用された会計方針の適正性および会計見積りの合理性の評価とともに、財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。我々は、我々が入手した監査証拠は、我々の監査意見表明のための基礎を提供するに十分かつ適切であると確信している。

意見

我々は、グローバルCBエマージングPLUSの2016年8月31日現在の財政状態ならびに同日に終了 した年度の運用成績、純資産変動および財務ハイライトは、アメリカ合衆国において一般に公正と認め られる会計原則に準拠して、すべての重要な事項について適正に表示しているものと認める。

プライスウォーターハウスクーパース 2017年2月10日



Independent Auditor's Report

To Brown Brothers Harriman Trust Company (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of Global CB Emerging PLUS

We have audited the accompanying financial statements of Global CB Emerging PLUS (the "Fund"), a subtrust of Kokusai Cayman Trust, which comprise the statement of assets and liabilities, including the schedule of investments, as of August 31, 2016, and the related statements of operations and of changes in net assets and the financial highlights for the year then ended. These financial statements and financial highlights are hereafter collectively referred to as "financial statements".

Management's Responsibility for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America; this includes the design, implementation, and maintenance of internal control relevant to the preparation and fair presentation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditor's Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on the financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with auditing standards generally accepted in the United States of America. Those standards require that we plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on our judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, we consider internal control relevant to the Fund's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control. Accordingly, we express no such opinion. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of significant accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements referred to above present fairly, in all material respects, the financial position of Global CB Emerging PLUS at August 31, 2016, and the results of its operations, changes in its net assets and the financial highlights for the year then ended in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America.

February 10, 2017

 $\label{eq:pricewaterhouseCoopers, 18 Forum Lane, Camana Bay, P.O.\ Box\ 258, Grand\ Cayman, Cayman\ Islands, KY1-1104, T: +1\ (345)\ 949\ 7000, F: +1\ (345)\ 949\ 7352, www.pwc.com/ky$

(1)貸借対照表

コクサイ・ケイマン・トラストー グローバルCBエマージングPLUS (ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託) 資産負債計算書

2016年8月31日現在

	米ドル	千円
資産		
投資先ファンドへの投資(原価:17,972,601米ドル)	17, 254, 373	2,009,962
現金	931, 799	108, 545
外国通貨(原価:656米ドル)	643	75
未収金:		
投資有価証券売却	12, 155	1, 416
決済済外国為替予約取引	154, 364	17, 982
その他の資産	179	21
資産合計	18, 353, 513	2, 138, 001
負債		
外国為替予約取引に係る未実現評価損	135, 220	15, 752
未払金:		
サブ・ファンド受益証券買戻し	11, 801	1, 375
未払専門家報酬	33, 928	3, 952
未払販売報酬	26, 248	3, 058
未払管理事務代行報酬および名義書換事務代行報酬	22, 283	2, 596
未払投資顧問報酬	11,660	1,358
未払保管報酬	8, 367	975
未払受託報酬	4, 862	566
未払代行協会員報酬	1,534	179
未払管理報酬	1, 227	143
負債合計	257, 130	29, 953
純資産	18, 096, 383	2, 108, 048
純資産		
豪ドルクラス	1, 148, 558	133, 796
円クラス (ヘッジあり)	5, 161, 997	601, 321
円クラス(ヘッジなし)	7, 715, 376	898, 764
米ドルクラス	4, 070, 452	474, 167
	18, 096, 383	2, 108, 048

発行済受益証券口数

豪ドルクラス	9,719 □
円クラス (ヘッジあり)	43, 806 □
円クラス(ヘッジなし)	53, 991 □
米ドルクラス	34, 239 □

	米ドル	円
受益証券1口当たり純資産価格		
豪ドルクラス	118. 18	13, 767
円クラス (ヘッジあり)	117. 84	13, 727
円クラス(ヘッジなし)	142. 90	16, 646
米ドルクラス	118.88	13,848

(2) 損益計算書

コクサイ・ケイマン・トラストー グローバルCBエマージングPLUS (ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託) 損益計算書

2016年8月31日に終了した年度

	米ドル	千円
費用		
販売報酬	137, 658	16,036
投資顧問報酬	71, 078	8, 280
専門家報酬	68, 201	7, 945
管理事務代行報酬および名義書換事務代行報酬	50, 545	5, 888
保管報酬	21,030	2, 450
受託報酬	10, 000	1, 165
代行協会員報酬	9, 428	1,098
管理報酬	7, 482	872
登録手数料	4, 086	476
費用合計	379, 508	44, 209
投資純損失	(379, 508)	(44, 209)
実現および未実現利益(損失):		
実現純利益(損失):		
投資先ファンドへの投資の売却	182, 566	21, 267
投資先ファンドからの実現利益分配	560, 561	65, 300
外国通貨取引および外国為替予約取引	854, 542	99, 546
実現純利益	1, 597, 669	186, 112
未実現評価益(評価損)の純変動:		_
投資先ファンドへの投資	129, 776	15, 118
外国通貨換算および外国為替予約取引	(99, 939)	(11, 642)
未実現純評価益の純変動	29, 837	3, 476
実現および未実現純利益	1, 627, 506	189, 588
運用による純資産の純増加	1, 247, 998	145, 379

コクサイ・ケイマン・トラストー グローバルCBエマージングPLUS (ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託) 純資産変動計算書

2016年8月31日に終了した年度

	米ドル	千円
運用による純資産の純増加(減少)		
投資純損失	(379, 508)	(44, 209)
実現純利益	1, 597, 669	186, 112
未実現評価益の純変動	29, 837	3, 476
運用による純資産の純増加	1, 247, 998	145, 379
受益者への分配	(27, 372)	(3, 189)
サブ・ファンド受益証券取引による純資産の純減少	(4, 429, 374)	(515, 978)
純資産の純減少	(3, 208, 748)	(373, 787)
純資産		
期首	21, 305, 131	2, 481, 835
期末	18, 096, 383	2, 108, 048

コクサイ・ケイマン・トラストー グローバルCBエマージングPLUS (ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託)

純資産変動計算書(続き)

2016年8月31日に終了した年度

	豪ドルクラス		円クラス(ヘッジあり)	
サブ・ファンドの受益証券取引				
受益証券口数				
発行	138 □		— П	
買戻し	(4, 952) □		(9, 457) □	
受益証券口数の純変動	(4, 814) □		(9, 457) □	
金額				
発行	15,999 米ドル	1,864 千円	- 米ドル	- 千円
買戻し	(564,079)米ドル	(65, 710) 千円	(984,066) 米ドル	(114,634)千円
サブ・ファンドの受益証券取引 による純(減少)	(548, 080) 米ドル	(63, 846) 千円	(984, 066) 米ドル	(114, 634) 千円
	円クラス(ヘッ	ジ なし)	米ドルクラ	ラス
サブ・ファンドの受益証券取引	<u></u> 円クラス(ヘッ	ジなし)	米ドルクラ	ラス
サブ・ファンドの受益証券取引 受益証券口数	円クラス(ヘッ	ジなし)	米ドルクラ	5ス
	<u>円クラス(ヘッ</u> - 口	ジなし)	米ドルクラ - 口	ラス
受益証券口数		ジなし)		5 ス
受益証券口数 発行	- п	ジなし)	- п	5.Z
受益証券口数 発行 買戻し	— П (11, 261) П	ジなし)	ー 口 (11, 576) 口	5.7.
受益証券口数 発行 買戻し 受益証券口数の純変動	— П (11, 261) П	ジなし) - 千円	ー 口 (11, 576) 口	5ス - 千円
受益証券口数 発行 買戻し 受益証券口数の純変動 金額	— П (11, 261) П (11, 261) П		— П (11, 576) П (11, 576) П	

コクサイ・ケイマン・トラストー グローバルCBエマージングPLUS (ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託) 財務ハイライト

2016年8月31日に終了した年度

受益証券1口当たりデータ(選択的)

	豪ドルクラス		円クラス(ヘッジあり)	
	米ドル	日本円	米ドル	日本円
期首1口当たり純資産価格	115. 05	13, 402	98.44	11, 467
投資純損失 [±]	(2. 29)	(267)	(2.14)	(249)
投資による実現および未実現純利益	5. 56	648	21.72	2,530
投資運用による利益合計	3. 27	381	19. 58	2, 281
受益者への分配	(0.14)	(16)	(0.18)	(21)
期末1口当たり純資産価格	118. 18	13, 767	117. 84	13, 727
トータル・リターン*	2.85 %		19.91 %	
期末純資産価額	1, 148, 558	133, 795, 521	5, 161, 997	601, 321, 031
平均純資産に対する費用の比率	2. 01 %		2.05 %	
平均純資産に対する投資損失の比率	(2.01)%		(2.05)%	
	円クラス(へ	ッジなし)	米ドルク	ウラス
	米ドル	日本円	米ドル	日本円
期首1口当たり純資産価格	139. 17	16, 212	115. 88	13, 499
投資純損失 [±]	(2.80)	(326)	(2. 32)	(270)
投資による実現および未実現純利益	6. 71	782	5. 52	643
投資運用による利益合計	3. 91	455	3. 20	373
受益者への分配	(0.18)	(21)	(0.20)	(23)
期間末1口当たり純資産価格	142. 90	16, 646	118. 88	13, 848
トータル・リターン*	2. 82 %		2. 77 %	
トータル・リターン* 期間末純資産価額	2. 82 % 7, 715, 376	898, 764, 150	2. 77 % 4, 070, 452	474, 166, 953
		898, 764, 150		474, 166, 953

^{*} 当年度中の平均発行済受益証券口数に基づいて計算された。

^{*} トータル・リターンは、分配金の再投資による効果(もしあれば)を仮定している。

コクサイ・ケイマン・トラストーグローバルCBエマージングPLUS (ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託)

財務書類に対する注記 2016年8月31日に終了した年度

1. 組織

グローバルCBエマージングPLUS(以下「サブ・ファンド」という。)は、コクサイ・ケイマン・トラスト(以下「ファンド」という。)のサブ・ファンドであり、ケイマン諸島(以下「ケイマン諸島」という。)のオープン・エンド型投資信託として2010年8月3日に設立された。ファンドは、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド(以下「受託会社」という。)およびミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ(以下「管理会社」という。)の間で締結された2010年8月3日付信託証書に従って、ケイマン諸島の法律に基づいて設立された。

受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法(改正済)に基づいて信託会社として業務を行う免許を受けている。

受託会社は、管理会社の同意を得て、将来、サブ・ファンドのクラスを追加的に発行することができる。

サブ・ファンドの受益証券は、複数のクラスが発行されている。当初、管理会社は、豪ドルクラス、 円クラス (ヘッジあり)、円クラス (ヘッジなし) および米ドルクラスの4クラスの受益証券の募集 を行った。

サブ・ファンドの機能通貨および報告通貨は、米ドルである(以下「機能通貨」または「米ドル」という。)。受託会社は、任意の運用通貨によるクラスを指定することができる。受益証券の発行および買戻しは、そのクラスの運用通貨で処理され、受益証券1口当たり純資産価格は、当該運用通貨で計算および値付けされる。豪ドルクラスの運用通貨は豪ドルであり、円クラス(ヘッジあり)および円クラス(ヘッジなし)については日本円であり、米ドルクラスについては米ドルである。2016年8月31日現在、豪ドルクラス、円クラス(ヘッジあり)および円クラス(ヘッジなし)についての運用通貨建の受益証券1口当たり純資産価格は、それぞれ157.20豪ドル、12,188円および14,781円であった。

サブ・ファンドの投資目的は、日本国内で発行された転換社債または円建の転換社債を除く世界の 転換社債に主として投資を行うコクサイ・トラスト2のサブ・ファンドであるグローバルCBエマー ジング・プラス・ファンドのGCBEFノン・ヘッジクラス(以下「投資先ファンド」という。)へ 主に投資することにより、安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指すことである。サ ブ・ファンドおよびそのクラスの投資目的および投資戦略は、世界の転換社債に主として投資を行う ことによりトータル・リターンを目指す、投資先ファンドの投資目的および投資戦略を含む。

サブ・ファンドは、ASC946の指針で解釈される投資会社の定義に該当している。

サブ・ファンドの投資顧問会社は、三菱UFJ国際投信株式会社(旧称 国際投信投資顧問株式会社)(以下「投資顧問会社」という。)である。

2. 重要な会計方針

サブ・ファンドの財務書類は、2015年9月1日から2016年8月31日までの期間に関するものである。以下は、サブ・ファンドが、アメリカ合衆国において一般に公正と認められる会計原則(以下「U.S.GAAP」という。)に準拠した財務書類を作成するにあたり継続して従っている重要な会計方針の要約である。U.S.GAAPに準拠した財務書類の作成は、財務書類上の報告金額および開示に影響を及ぼす見積りおよび仮定を行うことを経営者に要求している。実際の結果は、これらの見積りと異なることがある。

(A) 受益証券の純資産価額の決定

サブ・ファンドの純資産価額は、毎営業日((1) ニューヨーク、ロンドンおよび東京において国、州もしくは地域の銀行が営業を行っている日で、かつ(2) ロンドン証券取引所およびニューヨーク証券取引所が取引を行っている日、または管理会社が随時決定するその他の日をいう。)および管理会社が決定するその他の日(それぞれ「決算日」という。)に計算される。サブ・ファンドの純資産価額(以下「純資産価額」という。)は、管理事務代行報酬、弁護士報酬、監査報酬ならびにその他の専門家報酬および費用を含むがこれに限定されないサブ・ファンドのすべての資産および負債を考慮して計算される。

受益者の投資活動に用いられる円クラス(ヘッジあり)および円クラス(ヘッジなし)の純資産価額および受益証券1口当たり純資産価格は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー(以下「管理事務代行会社」という。)により、各営業日の営業終了時点において小数点以下を四捨五入して計算される。円クラス以外のクラスは、管理事務代行会社により、各営業日の営業終了時点において小数第3位以下を四捨五入して計算される。

(B) 公正価値測定

サブ・ファンドは、U. S. GAAPに基づく公正価値測定および開示に関する権威ある指針に従って、公正価値測定に使用される評価技法へのインプットを優先順位付けする階層における投資の公正価値を開示している。この階層は、同一の資産または負債の活発な市場における未調整の公表価格に基づく評価を最も高い優先順位(レベル1測定)とし、評価にとって重要な観察不能なインプットに基づく評価を最も低い優先順位(レベル3測定)としている。当該指針が設定する3つのレベルの公正価値の階層は以下の通りである。

- ・レベル1-公正価値測定には、同一の資産または負債の活発な市場における未調整の公表価格 が用いられる。
- ・レベル2-公正価値測定には、レベル1に含まれる公表価格以外のインプットで、資産または 負債に関して直接的(すなわち、価格)または間接的(すなわち、価格から派生す るもの)に観察可能なものが用いられる。
- ・レベル3-公正価値測定には、観察可能な市場データに基づかない資産または負債のインプット(観察不能なインプット)を含む評価技法が用いられる。

インプットは、多様な評価技法の適用に使用されるものであり、概して、市場参加者が評価の決定に用いる仮定(リスクの仮定を含む。)のことをいう。インプットは、価格情報、具体的かつ広範な信用情報、流動性統計ならびにその他の要素を含むことがある。公正価値ヒエラルキーにおける金融商品のレベルは、公正価値測定において重要なインプットの最低レベルに基づいている。ただし、いかなる場合に「観察可能」であるかの決定は、投資顧問会社による重大な判断が要求される。投資顧問会社は、観察可能データとは、容易に入手可能な、定期的に配布されるまたは更新される、信頼できかつ検証可能な、非占有の、また該当市場に活発に参加する独立した情報源によって提供された市場データであると考えている。ヒエラルキーにおける金融商品の分類は、商品の価格決定の透明性に基づいており、認識される当該商品のリスクと必ずしも一致しない。

2016年8月31日現在、投資先ファンドおよびデリバティブに対する投資は、レベル2インプットに基づき評価された。サブ・ファンドは、投資信託およびデリバティブに対する投資を評価するために「マーケット・アプローチ」による評価技法を使用している。サブ・ファンドは、投資会社に特化した会計指針に従って1口当たり純資産価格を計算する投資先ファンドに対する投資の公正価値の見積りのためにU. S. GAAPの下で権威ある指針に従う。したがって、サブ・ファンドが投資の1口当たり純資産価格が公正価値を示すと決定した場合、サブ・ファンドは、さらなる調整を行っていない1口当たり純資産価格(またはそれと同等のもの)を使用して投資会社に対する投資の公正価格を計上する(以下「現実的手段」という。)。当該指針は、測定日現在、投資会社に特化した会計指針に従って投資の1口当たり純資産価格を決めた場合のみサブ・ファンドが現実的手段を用いることを許容する。投資先ファンドに対する投資は、各営業日の最終純資産価額に基づく公正価値で評価される。

デリバティブ商品

デリバティブ商品は、取引所取引または店頭(以下「OTC」という。)での相対取引が可能である。上場デリバティブ(例えば、先物契約および上場オプション契約)は通常、それらが活発に取引されているとみなされるか否かに応じて公正価値階層のレベル1またはレベル2に分類される。

OTCデリバティブ(外国為替予約取引を含む。)は、入手可能かつ信頼性があると考えられる場合はいつでも、観察可能なインプット(取引相手方、ディーラーまたはブローカーから受領した相場)を用いて評価される。評価モデルが使用される場合、OTCデリバティブの価値は、金融商品の契約条件および同商品に内在する固有のリスク、ならびに観察可能なインプットの入手可能性および信頼性に左右される。かかるインプットには参照有価証券の市場価格、イールド・カーブ、クレジット・カーブおよび当該インプットの相関性が含まれる。一般的な先渡しのような店頭デリバティブは、市場データによる裏付けが通常可能なインプットを有しているため、レベル2として分類される。

これらのOTCデリバティブのうち、インプットが観察不能なものはレベル3に分類される。これらのOTCデリバティブの評価に、レベル1および/またはレベル2のインプットが利用される場合がある一方、これらの評価には公正価値測定にとって重要と考えられる他の観察不能なインプットも含まれる。各測定日現在、受託会社は、観察可能なインプットを反映するためレベル1およびレベル2のインプットを更新するが、その結果生じる損益は、観察不能なインプットの重要性に起因してレベル3に反映されている。

以下の表は、2016年8月31日現在、評価ヒエラルキーの範囲内で項目ごとおよびレベルごとによって資産負債計算書に計上された金融商品を示す。*

	同一の投資対象 の活発な市場に おける未調整の 公表価格 (レベル1)	重要なその他の 観察可能なイン プット (レベル2)	重要な観察不能 なインプット (レベル3)	2016年8月31日 現在の公正価値
投資対象*:	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル
投資先ファンドへの投資 コクサイ・トラスト2のサブ・ファンドである グローバルCBエマージング・プラス・ファン ドのGCBEFノン・ヘッジクラス	_	17, 254, 373	_	17, 254, 373
投資先ファンドへの投資合計	_	17, 254, 373	_	17, 254, 373
金融デリバティブ商品**				
負債				
外国為替予約取引	_	(135, 220)	_	(135, 220)
습計	_	(135, 220)	_	(135, 220)

^{*} 有価証券の分類に関するより詳細な情報は、投資有価証券明細表に記載されている。

2016年8月31日に終了した年度において、レベル1、2および3の間で移動はなかった。サブ・ファンドは、各レベルから移動した投資有価証券があれば期末に会計処理を行う。

(C) 投資取引および投資収益

財務報告の目的上、投資先ファンドへの投資の売買は約定日現在で計上される。損益は個別法に基づき報告される。投資先ファンドからの収益または実現利益の分配は、配当落ち日に計上される。投資先ファンドによる元本の払戻しに係る分配は投資原価の減額として計上される。受取利息は発生主義で計上される。

(D) 費用

サブ・ファンドは、投資顧問報酬、管理事務代行報酬および会計報酬、保管報酬、名義書換事務代行報酬、監査報酬およびサブ・ファンドの運用に関連するその他の費用を含むが、これらに限定されない自己の費用を負担する。費用項目は発生主義に基づき計上される。

(E) 分配方針

管理会社は、その裁量により、1月15日および7月15日に、クラスについて、純投資収益、純実現および未実現キャピタル・ゲインおよび分配可能な元本から分配を宣言することができる。分配は、受益者に対して、分配の宣言時から起算して5営業日以内に行われる。

^{**} 外国為替予約取引等の金融デリバティブ商品は、商品に係る未実現評価益/ (評価損) で評価されている。

2016年8月31日に終了した年度において宣言され支払われた分配は、以下の通りである。

受益者に対する分配	合計
豪ドルクラス	\$ 1, 476
円クラス (ヘッジあり)	8, 382
円クラス(ヘッジなし)	10, 229
米ドルクラス	7, 285
合計	\$ 27, 372

(F) 現金および外国通貨

サブ・ファンドの機能通貨および報告通貨は、米ドルである。保有する外国有価証券、通貨ならびにその他の資産および負債の公正価値は、毎営業日の実勢為替レートに基づいて、サブ・ファンドの機能通貨に換算される。為替レートの変動による保有通貨ならびにその他の資産および負債の変動は、未実現為替差損益として計上される。投資有価証券の実現損益および未実現評価損益ならびに収益および費用は、それぞれの取引日および報告日に換算される。投資有価証券およびデリバティブに係る為替レート変動の影響は、損益計算書において、当該証券の市場価格および評価額の変動の影響と区別されないが、純実現および未実現損益に含まれている。

(G) 外国為替予約取引

サブ・ファンドは、サブ・ファンドの有価証券の一部または全部に関する通貨エクスポージャーをヘッジするため、もしくは投資戦略の一環として、計画された有価証券売買の決済に関連する外国為替予約取引を締結する。外国為替予約取引とは、将来において定められた価格で通貨を売買する2当事者間の契約である。外国為替レートの変動に伴い、外国為替予約取引の公正価値は変動する。外国為替予約取引は、価格供給機関から入手したレートに基づいて、日次で時価評価され、サブ・ファンドは評価額の変動を未実現損益として計上する。契約締結時の価値と契約終了時の価値との差額に相当する実現損益は、通貨の受渡し時に計上される。これらの契約には、資産負債計算書に反映された未実現損益を上回る市場リスクが含まれることがある。更に、取引相手方が契約条件を履行できない場合、または通貨価値が基準通貨に対して不利に変動した場合、サブ・ファンドはリスクにさらされる可能性がある。サブ・ファンドはまた、日本円による投資者の為替リスクヘッジの目的で外国為替予約取引を締結することが認められている。クラス固有の外国予約為替取引から生じる損益はそれら固有のクラスに配分される。

サブ・ファンドは、投資有価証券をヘッジするため、または収益を拡充するために、デリバティブ商品を使用することがある。デリバティブは、その他のタイプの商品よりも、サブ・ファンドが、そのリスク・エクスポージャーをより迅速かつ効果的に増減させることを可能にする。

サブ・ファンドは、予定ヘッジを含むヘッジ目的で外国為替予約取引を利用することができる。 ヘッジは、サブ・ファンドがその他のサブ・ファンドの保有財産に伴うリスクを相殺するためにデ リバティブを利用する戦略である。ヘッジは、損失を減らすことができる一方で、市場がサブ・ ファンドの予測とは異なる態様で変動した場合またはデリバティブのコストがヘッジの利益を超え た場合には、利益を減少させもしくは排除させ、または損失を生じさせる可能性もある。ヘッジは、 デリバティブ価額の変動がサブ・ファンドが期待した通りにヘッジされていた当該保有財産の変動 に合致しないリスクも伴い、その場合、ヘッジされていた保有財産についての損失が減少せず、増加することがある。サブ・ファンドのヘッジ戦略が、リスクを減少させ、またはヘッジ取引が利用可能となるかもしくは費用効率が良くなるという保証はない。サブ・ファンドは、ヘッジの利用を要求されているわけではなく、それぞれ利用しないことを選択することもできる。リターンの強化を目指したデリバティブの利用は、投機的とみなされることがある。

(H) デリバティブ商品

ASC 815-10-50は、デリバティブ商品およびヘッジ活動に関する開示を要求している。これはすなわち、サブ・ファンドに、a)事業体がデリバティブ商品をどのように、またなぜ使用するのか、b)デリバティブ商品および関連するヘッジ対象がどのように会計処理されるのか、ならびにc)デリバティブ商品が事業体の財政状態、財務成績およびキャッシュ・フローにどのような影響を及ぼすのかについて、当ファンドが開示することを要求している。

外国為替予約取引の公正価値は資産負債計算書に含まれ、公正価値の変動は実現利益(損失)または未実現利益(損失)の純変動として損益計算書に反映される。当期において、サブ・ファンドのデリバティブ商品取引は外国為替予約取引のみで構成されていた。

2016年8月31日現在の資産負債計算書におけるデリバティブ商品の公正価値 ASC 815に基づくヘッジ商品として計上されていないデリバティブ

位置 外国為替リスク*

デリバティブ負債

外国為替予約取引に係る未実現評価(損)

\$ (135, 220)

2016年8月31日に終了した年度の損益計算書におけるデリバティブ商品の影響 ASC 815に基づくヘッジ商品として計上されていないデリバティブ

位置 外国為替リスク

運用によって認識されたデリバティブに係る実現利益/(損失)

外国為替予約取引に係る純実現利益

\$ 850, 669

運用によって認識されたデリバティブに係る未実現評価益/ (評価損) の変動

外国為替予約取引に係る未実現評価(損)の純変動

\$ (99, 966)

^{*} 総評価額は、資産負債計算書において未決済外国為替予約取引に係る未実現評価益または未実現評価損で表示されている。

2016年8月31日に終了した年度における未決済の外国為替予約取引の平均月次想定元本は、以下の通りであった。

サブ・ファンド・レベル*

\$ 33,802

円クラス (ヘッジあり)

\$ 5,018,415

サブ・ファンドは、随時、締結される店頭デリバティブおよび為替契約を管理する一定の取引相 手方との国際スワップ・デリバティブ協会マスター契約、国際外国為替マスター契約または外国為 替およびオプションのマスター契約といったマスター・ネッティング契約の当事者である。マス ター契約は、とりわけ当事者の一般的義務、表明、合意、担保要件、デフォルト事由および早期終 了に関する条項を含むことがある。

担保要件は、サブ・ファンドと各取引相手方との間の正味ポジションに基づいて決定される。担保は、現金または米国政府もしくは関連機関によって発行された債務証券の形式またはサブ・ファンドおよび適用可能な取引相手方によって合意されたその他の証券の形式が認められている。サブ・ファンドに提供された担保(もしあれば)は、マスター契約の条項に従って、一定の取引相手方に関しては、サブ・ファンドの保管会社によって分別勘定で保管され、また、売却可能または再担保差入れ可能な金額に関しては、サブ・ファンドのポートフォリオにおいて識別されている。サブ・ファンドが設定した担保(もしあれば)は、サブ・ファンドの保管会社によって分別され、サブ・ファンドの投資有価証券明細表において識別することができる。2016年8月31日現在、サブ・ファンドが担保として差し入れた有価証券または現金はなかった。

サブ・ファンドに適用ある終了事由は、サブ・ファンドの純資産が、一定の期間にわたり特定の限界値を下回った場合に発生することがある。取引相手方に適用ある終了事由は、取引相手方の信用格付が特定レベルを下回った場合に発生することがある。いずれのケースも、発生時に、その他の当事者は早期終了を選択し、終了当事者の合理的な決定に基づき、当該早期終了から生じた損失および費用の支払を含むすべての未決済のデリバティブおよび為替契約の決済を行うことがある。早期終了を選択するサブ・ファンドの取引相手方による一または複数の決定は、サブ・ファンドの将来のデリバティブ活動に対して影響を及ぼす可能性がある。

3. 投資先ファンド

本「3.投資先ファンド」中の以下の情報は、投資先ファンドの2016年8月31日の監査済財務書類から抜粋されたもので、投資先ファンドの2016年8月31日現在の情報と一致している。

3.1. 投資先ファンドの組織

グローバルCBエマージング・プラス・ファンド(以下「グローバルCBエマージング・プラス・ファンド」という。)は、2011年1月7日に設定されたケイマン諸島のオープン・エンド型投資信託のもとで設立されたオープン・エンド型アンブレラ型ユニット・トラストであるコクサイ・トラスト2(以下「コクサイ・トラスト2」という。)のサブ・ファンドである。コクサイ・トラスト2は、ケイマン諸島の法律に基づいて設立された信託会社であるブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド(以下「受託会社」という。)が行った信託宣言に従って設立された。グローバルCBエマージング・プラス・ファンドは、2011年1月12日付

^{*} 全てのクラスのためになされた外国為替予約取引

で運用を開始した。

受託会社は、ケイマン諸島の銀行・信託会社法(改正済)に基づいて信託会社として業務を行う 免許を受けている。

グローバルCBエマージング・プラス・ファンドは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法 (2012年改正) (以下「ミューチュアル・ファンド法」という。)により規制されており、ケイマン諸島政府による非課税証明書を得ている。

グローバルCBエマージング・プラス・ファンドは、現在、米ドル建で発行される受益証券一クラスを有している。

グローバルCBエマージング・プラス・ファンドの投資目的は、主として世界の転換社債に投資することにより、トータル・リターンを目指すことである。

グローバルCBエマージング・プラス・ファンドの投資運用会社は、ユービーエス・エイ・ジー、 UBSグローバル・アセット・マネジメント(チューリッヒ)(以下「投資運用会社」という。) である。

3.2. 投資先ファンドの重要な会計方針の要約

本財務書類の作成に適用された主要な会計方針は以下の通りである。当該方針は、別段の記載のない限り、表示されているすべての期間に継続して適用されている。本財務書類は国際財務報告基準(IFRS)に準拠して作成されている。本財務書類は、損益を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債(デリバティブ金融商品を含む。)の再評価によって修正された、取得原価主義に基づいて作成されている。IFRSに従った財務書類の作成には、一定の重要な会計見積の使用が要求され、また、グローバルCBエマージング・プラス・ファンドの会計方針適用のプロセスにおいて受託会社および投資運用会社の判断が要求される。仮定および見積りが財務書類に重要な領域は、注4に開示されている。IFRSに従った財務書類の表示は、財務書類日付における資産および負債の報告金額ならびに偶発債務の開示に影響を及ぼす見積りおよび仮定を行うことを経営陣に要求している。見積りおよび仮定は、過去の経験およびかかる状況下で合理的であると考えられる将来事象の予測を含むその他の要素に基づいている。

公表されているが2016年8月31日に終了した会計年度には効力が発生しておらず、早期適用もされなかった新規基準、改訂および解釈方針

2018年1月1日以降に開始する会計年度に効力を発生するIFRS第9号「金融商品」は、事業体が金融資産および負債(一定のハイブリッド契約を含む。)をどのように分類および測定するかについて規定している。当該基準は、IAS第39号の要件と比較して、金融資産の分類および測定の手法を改善し、単純化した。IAS第39号の金融資産の分類および測定に関連する要件の大半は変更されずに持ち越された。当該基準は、IAS第39号で定められている、それぞれが独自の分類基準を持つ膨大な金融資産の区分に替わり、金融資産の分類について一貫性のある手法を適用するものである。当該基準は、グローバルCBエマージング・プラス・ファンドの財政状態または財務成績に著しい影響を及ぼすとは考えられていない。なぜなら、グローバルCBエマージング・プラス・ファンドは、金融資産および金融負債(ロングおよびショートの両方)を損益を通じて公正価

値で測定されるものに引き続き分類することを予定しているからである。

グローバルCBエマージング・プラス・ファンドに重要な影響を及ぼすと考えられるその他のまだ効力の発生していない基準、解釈指針または既存の基準の改訂はない。

3.2. (A) 現金および現金等価物

グローバルCBエマージング・プラス・ファンドは、当初満期期間が3か月以下のすべての現金、 外貨および短期預金を現金および現金等価物とみなす。

2016年8月31日現在、グローバルCBエマージング・プラス・ファンドは、以下の現金および現金等価物を残高として保有していた。

		2016年
現金	\$	1, 281, 737
外貨	_	1, 353, 069
	\$	2, 634, 806

3.2. (B) 損益を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債

分類

グローバルCBエマージング・プラス・ファンドは、保有する債券および関連するデリバティブを、損益を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債に分類する。当該金融資産は、売買目的で保有される金融資産または設定時に損益を通じて公正価値で測定するよう受託会社によって指定されたものに分類される。

売買目的で保有される金融資産または金融負債は、主に短期間で売却または買い戻す目的で、または一括運用されている識別可能な金融商品のポートフォリオの一部として、取得または発生し、直近の実際の行動パターンから短期間の利鞘とりであることが証拠付けられるものである。デリバティブも同様に売買目的で保有される金融資産および負債に分類される。

・認識/認識の中止

通常の投資対象の売買は、取引日(すなわち、グローバルCBエマージング・プラス・ファンドによる投資対象の売買契約締結日)付で認識される。金融資産は、投資対象からキャッシュ・フローを受領する権利が消滅した、またはグローバルCBエマージング・プラス・ファンドが所有に伴うリスクおよび便益を実質的にすべて譲渡した時点で認識中止になる。

• 測定

損益を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債は、当初認識され、以後、公正価値で測定される。取引費用は、発生に応じて、包括利益計算書に費用計上される。当初認識後、損益を通じて公正価値で測定されるすべての金融資産および金融負債は、公正価値で測定される。「損益を通じて公正価値で測定される金融資産」の分類の公正価値の変動から生じた損益は、発生した期間の包括利益計算書に計上される。損益を通じて公正価値で測定される金融資産からの受取利息は、実効利率法に基づいて、包括利益計算書の受取利息において認識される。損益を通

じて公正価値で測定される金融資産からの配当収益は、かかる配当を受領するグローバルCBエマージング・プラス・ファンドの権利が確定した時点で、包括損益計算書に配当収益として認識される。

・公正価値の見積り

活発な市場における金融商品(例えば、上場されたデリバティブおよび売買目的有価証券等)の公正価値は、報告日の取引終了時点の市場価格に基づいている。グローバルCBエマージング・プラス・ファンドが保有する金融商品に使用される市場価格は、直近の売呼値である。取引終了後に公正価値が著しく変動した場合、市場相場が容易に入手できない投資対象またはその他の資産は、投資運用会社からの助言とともに、受託会社によって採用された手続に従って誠実に決定された公正価値で評価される。結果として発生する未実現損益は、包括損益計算書の収益の部に反映される。

3.2. (C) 金融商品の相殺

金融資産および金融負債は、認識された金額を相殺することについて法的に強制可能な権利があり、かつ相殺決済を行うまたは資産の売却と負債の決済を同時に行うことを意図している場合には、相殺され、正味金額で財政状態計算書に計上される。

2016年8月31日現在、財政状態計算書において相殺された金融資産および金融負債は存しない。

3.2. (D) 有価証券の売却に係る未収金および有価証券の購入に係る未払金

有価証券の売却に係る未収金および有価証券の購入に係る未払金は、それぞれ、財政状態計算書日現在、契約済みであるが未決済または受渡しが完了していない売買取引を表象している。これらの金額は、当初認識され、以後、公正価値から有価証券の売却に係る未収金の減損引当金を控除して測定される。グローバルCBエマージング・プラス・ファンドが、有価証券の売却に係る未収金のすべてを回収することが不可能であるという客観的な証拠がある場合には、減損引当金が設定される。ブローカーの深刻な財政難、ブローカーが破綻するかまたは金融再編成される可能性、および債務不履行は、有価証券の売却に係る未収金が減損していることの指標であると考えられる。

3.2. (E) 外貨取引

・機能通貨および表示通貨

グローバルCBエマージング・プラス・ファンドのパフォーマンスは、米ドルで測定され、投資家に報告される。受託会社は、基礎となる受益者による取引、事象および状況の経済的効果を最も忠実に表象する通貨を米ドルであると判断する。本財務書類は、グローバルCBエマージング・プラス・ファンドの機能通貨および表示通貨である米ドルで表示されている。

・取引および残高

外貨取引は、取引日現在の実勢為替レートを用いて機能通貨に換算される。当該取引の決済ならびに外貨建貨幣性資産および負債の期末換算レートによる換算によって生じる為替差損益は、包括利益計算書に認識される。損益を通じて公正価値で測定される確定利付証券等の非貨幣性金融資産および負債に係る為替差額は、包括利益計算書において、公正価値純損益で認識される。

3.2. (F) 分配方針

分配は、正味実現キャピタル・ゲインおよび純利益から拠出された正(プラス)の総額に等しい

金額について月次ベースで概念上行われる。受益者は、概念上の分配宣言は、物理的に受益者に支払われることはないが、代わりに、分配再投資日に該当する受益証券の追加発行に充当されることに留意しなければならない。

概念上の分配は、当該基準日(以下、それぞれ「分配日」という。)(同日を含む。)から5営業日以内に行われる。

分配金額の計算に関する誤差の処理は、純資産価額または受益証券1口当たり純資産価格の計算における誤差とはみなされず、必要に応じて、次の分配金が計算および処理される際に修正される。

2016年8月31日に終了した年度に配当宣言され、再投資されたものは、以下の通りである。

2016年8月31日

受益者への配当	投資純利益から	実現および未実現 純利益から	合計配当	合計配当率
GCBEFノン・ヘッジクラス	\$ —	\$ 2, 377, 516	\$ 2, 377, 516	\$ 0. 000301588

3.2. (G) 買戻可能受益証券の買戻し

買戻可能参加受益証券は、受益者の選択に応じて買い戻すことができ、IAS第32号(改訂)「金融商品:表示」に基づいて、資本に分類される。改訂は、金融負債の定義を満たすプット可能な金融商品が、一定の厳格な基準に合致した場合には、資本に分類することを要求している。これらの基準には、以下が含まれる。

- ・プット可能な金融商品は、その保有者に、純資産の持分割合にあたる権利を与えなければならない。
- ・プット可能な金融商品は、もっとも劣後するクラスでなければならず、クラスの特性は同一でなければならない。
- ・現金または他の金融資産を引き渡す契約上の義務が存在してはならない。ただし、発行体による 買戻義務を除く。
- ・プット可能な金融商品から、その全期間にわたって予測されるキャッシュ・フロー総額は、実質 的に、発行体の損益に基づいていなければならない。

グローバルCBエマージング・プラス・ファンドの買戻可能受益証券は、これらの条件に合致していたため、資本に分類されている。

受益証券は、グローバルCBエマージング・プラス・ファンドの純資産価額に対する持分の比例 割合に等しい現金でグローバルCBエマージング・プラス・ファンドに対していつでも買い戻すこ とができる。

買戻可能受益証券は、受益者の選択に応じて発行および買い戻され、その価格は、発行および買戻しを行う時点におけるグローバルCBエマージング・プラス・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格に基づいている。グローバルCBエマージング・プラス・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格は、買戻可能受益証券の保有者に帰属する純資産を発行済買戻可能受益証券の総口数で除して算出される。

3.2. (H) 受取利息および関連する未収金

受取利息は、実効利率法を用いて時間に比例して認識され、現金および現金等価物ならびに損益 を通じて公正価値で測定される債務証券に係る受取利息が含まれる。関連する未収金は、公正価値 で報告され、以後簿価で測定される。

3.2. (I) 配当収入および関連する未収金

配当収益は、支払を受ける権利が確定した時点で認識される。関連する未収金は、当初は公正価値で報告され、以後簿価で測定される。

3.2. (J) 取引費用

取引費用は、損益を通じて公正価値で測定される金融資産または金融負債を取得するために発生した費用である。当該費用には、代理店、顧問会社、ブローカーおよびディーラーに支払われた報酬および手数料が含まれる。取引費用が発生した場合には、直ちに、費用として損益に認識される。2016年8月31日に終了した年度において、グローバルCBエマージング・プラス・ファンドには、取引費用が発生していない。

3.2. (K) 課税

コクサイ・トラスト2は、ケイマン諸島総督から、すべての現地所得、利益およびキャピタル・ ゲインに課せられる税金を2051年3月5日まで適用されないものとする旨の誓約書を受領している。 現在のところ、当該税金は、ケイマン諸島において課せられていない。

グローバルCBエマージング・プラス・ファンドは、現在、一定の国により、投資収益および キャピタル・ゲインに対して源泉徴収税が課せられている。当該収益または利益は、源泉徴収税引 前の金額で包括利益計算書に計上されている。当該税金は、包括利益計算書において、個別の勘定 科目で表示される。

2016年8月31日に終了した年度における源泉徴収税の内訳は以下の通りであった。

	2016年
利息税	\$ 28, 317
利息税払戻し	(31, 918)
配当税	24, 109
	\$ 20, 508

グローバルCBエマージング・プラス・ファンドは、ケイマン諸島以外の国籍の有価証券に投資する。これらの諸外国の多くは、グローバルCBエマージング・プラス・ファンドを含む非居住者に対してキャピタル・ゲイン税が適用される可能性があることについて言及された税法が制定されている。当該キャピタル・ゲイン税は、自己査定により判断することが要求され、従って、当該税金は、グローバルCBエマージング・プラス・ファンドのブローカーによって、「源泉徴収」ベースで控除されないことがある。

IAS第12号「法人所得税」に準拠して、グローバルCBエマージング・プラス・ファンドの外国を発生源とするキャピタル・ゲインに対し、当該国の税法による税務負債が課せられる可能性が

高い場合には、グローバルCBエマージング・プラス・ファンドは、税務負債を認識しなければならない。ただし、当該課税当局は、すべての事実および状況について十分理解していることを前提とする。次に、税務負債は、適用されているまたは報告期間末日まで実質的に適用される税法および税率を用いて、当該課税当局に支払が見込まれる金額で測定される。グローバルCBエマージング・プラス・ファンドの海外投資に、制定されている税法を適用する方法ついては、不確実性が存在することがある。これにより、グローバルCBエマージング・プラス・ファンドによって最終的に税務負債が支払われるか否かについても不確実となる。したがって、経営陣は、不確実な税務負債を測定する場合、その時点で入手可能な、かかる支払の可能性に影響を与えるであろう、当該課税当局の公式または非公式の慣習を含む、すべての関連事実および状況を考慮する。

2016年8月31日現在、受託会社は、グローバルCBエマージング・プラス・ファンドが財務書類において、未認識の税務ベネフィットとして計上すべき負債を保有していないと判断した。これは受託会社の最善の見積りであるものの、グローバルCBエマージング・プラス・ファンドが得たキャピタル・ゲインに対して、外国課税当局が税金を徴収するリスクは依然として残っている。これは、事前の警告なく実施される可能性があり、恐らく遡及して適用され、グローバルCBエマージング・プラス・ファンドに著しい損失をもたらす可能性がある。

3.2. (L) 費用

グローバルCBエマージング・プラス・ファンドの費用の純資産価額に対する割合は、多くのその他の私募投資信託に比べて高いことがある。UBSエイ・ジー、UBSグローバル・アセット・マネジメント(チューリッヒ)、グローバルCBエマージング・プラス・ファンドの投資運用会社は、グローバルCBエマージング・プラス・ファンドの資産から、各四半期の各営業日における純資産価額の平均額の年率0.65%に相当する金額の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、米ドル建で、会計年度を基準として関連する四半期の終了後60暦日以内に四半期毎に後払いされる。

3.3. 投資先ファンドの財務書類

以下は、投資先ファンドの2016年8月31日現在の財政状態計算書である。 (米ドル表示)

資産

流動資産		
損益を通じて公正価値で測定される金融資産	\$	69, 289, 875
現金および現金同等物		2, 634, 806
未収金:		
有価証券売却		176, 797
利息		334, 854
配当		14, 411
その他の資産		3,800
資産合計		72, 454, 543
負債		
流動負債		
損益を通じて公正価値で測定される金融負債		18, 470
未払金:		
有価証券購入		434, 152
買戻受益証券		69, 449
投資運用報酬		320, 880
専門家報酬		72, 666
会計報酬および管理事務代行報酬		32, 357
保管報酬		25, 239
名義書換事務代行報酬		6, 317
受託報酬		4, 052
負債合計		983, 582
資本		
受益者資本		133, 907, 021
繰越利益剰余金		(62, 436, 060)
資本合計	\$	71, 470, 961
	·	

以下は、投資先ファンドの2016年8月31日に終了した年度の包括利益計算書である。 (米ドル表示)

収益

利息収入	\$ 863, 179
配当収入	223, 917
損益を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債ならびに外国 為替取引に係る実現純利益	332, 663
損益を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債ならびに為替 換算に係る未実現評価益の純変動	3, 034, 421
収益合計	4, 454, 180
費用	
投資運用報酬	490, 760
専門家報酬	81,666
会計報酬および管理事務代行報酬	81, 514
保管報酬	61, 013
名義書換事務代行報酬	18, 262
受託報酬	10,002
その他の費用	6, 299
登録費用	5, 536
費用合計	755, 052
運用利益	3, 699, 128
源泉税	(20, 508)
包括利益合計	\$ 3, 678, 620

以下は、投資先ファンドの2016年8月31日に終了した年度の持分変動計算書である。 (米ドル表示)

	受益者資本	累積損失	合計
2015年8月31日	\$ 146, 414, 916	\$ (63, 737, 164)	\$ 82, 677, 752
受益証券の発行	13, 961, 822	_	13, 961, 822
受益証券の買戻し	(28, 847, 233)	_	(28, 847, 233)
分配	_	(2, 377, 516)	(2, 377, 516)
分配金再投資	2, 377, 516	_	2, 377, 516
包括利益合計	_	3, 678, 620	3, 678, 620
2016年8月31日	\$ 133, 907, 021	\$ (62, 436, 060)	\$ 71, 470, 961

4. 受益証券

2016年8月31日現在、発行されたすべての受益証券は、単一の関連受益者名義で保有され、サブ・ファンドの純資産の100%の持分を示している。当該受益者の投資活動は、サブ・ファンドに重大な影響を与える。

(A) 発行

サブ・ファンドの受益証券は、各営業日において、関連する申込注文が受諾された当該営業日の 関連するクラス受益証券の1口当たり純資産価格で発行される。

特定の営業日に取引が実行されるために、取得申込書類は、管理会社が別段の合意をしない限り、 当該営業日の指定時刻(ルクセンブルグ時間の午後1時)までに管理事務代行会社に受領されなけ ればならない。指定時刻を過ぎた後に受領された取得申込みは、翌営業日に受領されたものとみな される。

申込金額は、管理会社が別段の合意をしない限り、適用される営業日(当該営業日を含む。)から4営業日目にブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー(以下「保管会社」という。)により受領されなければならない。

受益証券に関して券面は発行されないが、(明示的に要求された場合)受益証券の発行の確認書が、管理事務代行会社により交付される。ただし、申込手取金の支払が保管会社に受領されることを条件とする。

1口当たり純資産価格の3.0% (現地消費税その他の税を含まない。)を上限とする申込手数料が課され、三菱UF J モルガン・スタンレー証券株式会社(以下「日本における販売会社」という。)により留保されることがある。

管理会社、受託会社および管理事務代行会社は、それぞれの単独の裁量により、受益証券の申込みの全部または一部を拒絶する権利を有する。

受益者は、ケイマン諸島刑事訴訟法(2008年) (随時改正される。) および管理事務代行会社に 適用されるマネー・ロンダリング防止法の要求に従い、マネー・ロンダリング防止手続の遵守を要求される。

(B) 買戻し

受益者は、いずれかの営業日に自己の受益証券の全部または一部を買い戻すよう請求することができる。受益証券の買戻しの申込みが営業日に処理されるためには、当該申込みは、営業日の指定時刻前に管理事務代行会社により受領されなければならない。指定時刻後に受領された申込みは、翌営業日に受領されたものとみなされる。

管理会社、受託会社および管理事務代行会社は、それぞれの単独の裁量により、受益証券の買戻 請求の全部または一部を拒絶する権利を留保する。買戻請求は、管理会社が別途同意しないかぎり、 受益者により取り消すことができない。 受益証券の買戻価格は、適用される営業日現在の当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格とする。管理事務代行会社は、該当する場合、買戻しを行う受益者に送金された買戻代金から第三者手数料または源泉徴収税を控除することができる。買戻しは1口単位で行われなければならない。

買戻代金の支払は通常、適用される営業日(同日を含む。)から4営業日目に行われるかまたは 関係する市場において銀行が決済を行っていない場合においては該当する取引日後可能な限り速や かに行われる。

5. リスク要因

受益証券は、相当の損失リスクを伴う投機的な非流動証券であり、サブ・ファンドに対する投資がその投資家の投資プログラムの全てを占めるものではなく、かつサブ・ファンドに対する投資のリスクを十分に理解し、かかるリスクを負う能力を有する投資に精通した個人による投資のみに適している。サブ・ファンドにより債務証券への集中投資が行われることで、サブ・ファンドへの投資が一部のポートフォリオに不適切となることがある。以下のリスクについての要約に記載されたサブ・ファンドならびにサブ・ファンドの投資対象およびポートフォリオに関する言及は、サブ・ファンドおよび投資先ファンドの投資対象およびポートフォリオに関する複合的リスクについて言及するものである。以下の勘案事項は、サブ・ファンドに対する投資に伴うすべてのリスクの網羅的なリストとされるものではないが、サブ・ファンドに対する投資を行う前に慎重に評価されるべきである。

(A) 市場リスク

市場リスクとは、サブ・ファンドが投資する一つ以上の市場の価格が下がるリスクをいい、市場が予測不能かつ急劇に下降する可能性を含む。選択リスクとは、サブ・ファンドの経営陣が選択する証券の運用実績が、同様の投資目的および投資戦略を持つその他のファンドが選択する市場、関連する指数または証券の運用実績を下回るリスクをいう。

(B) 為替リスク

豪ドルクラスおよび米ドルクラス

受益証券1口当たり純資産価格の算定は、豪ドルまたは米ドルにより行われるため、豪ドルまたは米ドル(場合による。)以外の通貨により投資される場合には、外国為替相場の変動によっては換金時の受取金額が投資額を下回る場合がある。

円クラス(ヘッジあり)以外のクラス

サブ・ファンドが主に投資対象とする投資先ファンドは、様々な通貨建の資産に投資を行い、各クラスは、通貨リスク(エクスポージャー)についてヘッジを行わない。したがって、各クラスの原資産通貨が各クラスの受益証券1口当たり純資産価格の表示通貨に対して強くなる場合、受益証券1口当たり純資産価格は上昇することがあり、また、各クラスの原資産通貨が各クラスの受益証券1口当たり純資産価格の表示通貨に対して弱くなる場合、受益証券1口当たり純資産価格は下落することがある。

円クラス (ヘッジあり)

サブ・ファンドが主に投資対象とする投資先ファンドは、様々な通貨建の資産に投資を行い、円 クラス(ヘッジあり)は、通貨リスク(エクスポージャー)を円貨へヘッジし、同クラスにおいて 原則として為替変動リスクの低減を図るが、完全に為替リスクを排除することはできない。円金利 がヘッジ対象通貨(原資産通貨または通貨ヘッジにかかる代替通貨)の金利より低い場合、円金利とヘッジ対象通貨(原資産通貨または通貨ヘッジにかかる代替通貨)との金利差相当分のヘッジ・コストがかかることに留意されたい。

一部の通貨は、外国為替予約取引と類似する直物為替先渡取引(以下「NDF」という。)を通じて為替取引が行われることがある。

NDFの取引価格は、需給や当該通貨に対する期待等により、金利差から理論上期待される水準とは大きく異なる場合がある。この結果、受益証券1口当たり純資産価格の値動きは、実際の当該取引対象通貨の為替市場の値動きから想定されるものと大きく乖離する場合がある。

(C) 金利リスク

サブ・ファンドが投資することがある確定利付証券の価額は、金利の一般的水準が変動するにつれて変化する。金利が下落する場合、サブ・ファンドの確定利付証券の価額は上昇すると予想される。反対に、金利が上昇する場合、当該証券の価額は通常下落することが予想される。

(D) 信用リスク

実質的に投資している債券の発行体の債務返済能力等の変化等による格付(信用度)の変更や変更の可能性等により債券価格が大きく変動し、受益証券1口当たり純資産価格も大きく変動する場合がある。また、実質的に投資している有価証券等の発行企業の倒産、財務状況または信用状況の悪化等の影響により、受益証券1口当たり純資産価格は下落し、損失を被ることがある。デフォルトが生じた場合には、債券価格は大きく下落する可能性がある。なお、このような場合には、流動性が大幅に低下し、機動的な売買が行えないことがある。

(E) 流動性リスク

有価証券等を売却または購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、または売り供給がなく購入不可能等となることを流動性リスクという。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、または買戻金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢よりも低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合には受益証券1口当たり純資産価格の下落要因となる。

流動性リスクは、特定の投資対象を購入または売却することが難しい場合に存在する。流動性の低い証券に対するサブ・ファンドの投資は、非流動的な証券を有利な時期または価格において売却することができないという可能性があるため、サブ・ファンドのリターンを減少させることがある。サブ・ファンドの主な投資戦略が、開発途上国の証券、デリバティブ、または重大な市場リスクおよび/または信用リスクを伴う証券に関わる場合、サブ・ファンドは、極めて大きな流動性リスクにさらされることになる。

(F) カウンター・パーティーおよびブローカー・リスク

サブ・ファンドまたはサブ・ファンドの受任者が取引または投資する金融機関およびカウンター・パーティー(銀行および証券会社を含む。)が、財務上の困難およびサブ・ファンドに対する債務の不履行に陥ることがある。かかる不履行は、サブ・ファンドにとって著しい損失を引き起こすおそれがある。更に、サブ・ファンドは、一定の取引を確保するためにカウンター・パーティーに対して担保を差し入れることがある。

サブ・ファンドは、各カウンター・パーティーとの間でマスター契約を締結することにより、カウンター・パーティーに対する信用リスクへのエクスポージャーを低減させることを目指している。サブ・ファンドは、マスター契約を締結することにより、カウンター・パーティーの信用度が特定の水準を超えて悪化した場合には、当該契約に基づいて行われたすべての取引を終了させる権利が付与される。マスター契約は、一方の当事者が債務不履行になった場合または契約が終了した場合には、当該契約に基づいて行われたすべての取引を終了し、各取引において支払うべき金額の正味金額を一方の当事者が他方の当事者に支払うことによって当該取引を終了させる権利を各当事者に付与する。サブ・ファンドが、店頭デリバティブに関連してカウンター・パーティーの信用リスクから被る損失リスクの最大値は、概ね、未実現評価益とカウンター・パーティー未払金の累計のうち、カウンター・パーティーからサブ・ファンドに差入れられた担保額を上回る部分である。サブ・ファンドは、店頭デリバティブに関して、カウンター・パーティーの利益ために、特定の最低移転規定に従って、各カウンター・パーティーの未決済デリバティブ契約にかかる未実現評価益を上回る担保の差入れを要求されることがあり、このような担保(もしあれば)が差入れられた場合には、投資有価証券明細表に記載される。

(G) 保管リスク

サブ・ファンドは、自己の投資先証券のすべての保管状況を管理しているわけではない。保管会社または保管者として選任されたその他の銀行もしくは証券会社が支払不能となり、そのためにそれらの保管者が保有する資金または証券の全部または一部をサブ・ファンドが失う可能性がある。

(H) 決済リスク

一定の外国市場における決済および清算手続は、米国、EUおよび日本のものとは大幅に異なる。外国の決済および清算手続ならびに取引規則についても、証券の支払または引渡しの遅滞等、米国の投資対象の決済には通常伴わない一定のリスクを伴うことがある。時には、一定の外国での決済が、証券取引の件数と足並みをそろえていない場合もある。これらの問題は、サブ・ファンドが取引を行うことを困難にする可能性がある。サブ・ファンドが証券購入について決済できずまたは決済を遅滞する場合、魅力的な投資機会を逃すことがあり、またある期間について資産の一部が未投資のままとなり、それについて得られたはずのリターンがなくなる可能性がある。サブ・ファンドが証券の売却の決済をすることができずもしくは決済を遅滞する場合、証券の価額がその時点で下落している場合には損失を負うことがあり、また別の当事者に証券を売却することを契約していた場合には生じた損失についてサブ・ファンドが責任を負う可能性がある。

(I) 通貨リスク

サブ・ファンドが投資する証券その他の商品は、米ドルで表示または値付けがなされなければならない。このため、外国為替相場の変動がサブ・ファンドのポートフォリオの価値に影響を及ぼすことがある。このリスクは、一般的に「通貨リスク」として知られ、サブ・ファンドの弱い機能通貨が投資家への収益を増やす一方で、強力な機能通貨が投資家への収益を減少させることがある。

(J) デリバティブ商品

デリバティブ外国為替予約取引は、変動しやすく、以下を含む重大なリスクを伴っている。

・信用リスクーデリバティブ取引における取引相手方(取引の反対側の当事者)が、サブ・ファンドに対する金融債務を履行することができないリスク。

- ・レバレッジリスクー比較的小さい市場の動向が投資対象の価額を大きく変動させる可能性がある という、一定の種類の投資対象または取引戦略に伴うリスク。レバレッジを伴う一定の投資対象 または取引戦略により当初投資した金額を大きく超える損失を生じる可能性がある。
- ・流動性リスクーー定の投資対象について、売り手が売却したい時期において、または売り手がかかる証券に現在その価値があると判断する価格にて、売却することが困難または不可能となる可能性があるというリスク。

サブ・ファンドは、予定へッジを含む経済上のヘッジ目的のためにデリバティブを利用することができる。ヘッジは、サブ・ファンドがその他のサブ・ファンドの保有財産に伴うリスクを相殺するためにデリバティブを利用する戦略である。ヘッジは、損失を減らすことができる一方で、市場がサブ・ファンドの予測とは異なる態様で変動した場合またはデリバティブのコストがヘッジの利益を超えた場合には、利益を減少させもしくは消滅させ、または損失を生じさせる可能性もある。ヘッジは、デリバティブ価額の変動がサブ・ファンドが期待した通りにヘッジされていた保有財産の価格変動に合致しないリスクも伴い、その場合、ヘッジされていた保有財産についての損失が減少せず、増加することがある。サブ・ファンドのヘッジ戦略が、リスクを減少させ、またはヘッジ取引が利用可能かもしくは費用効率が良いという保証はない。サブ・ファンドは、ヘッジの利用を要求されているわけではなく、利用しないことを選択することもできる。サブ・ファンドは、リターン強化のためにデリバティブを利用することがあるため、その投資対象によって、サブ・ファンドは、ヘッジのためだけにデリバティブを利用する場合よりも大きな上述のリスクにさらされることがある。リターンの強化を目指したデリバティブの利用は、投機的とみなされることがある。

(K) 企業債務

サブ・ファンドは、主に企業債務に投資する。サブ・ファンドは、レバレッジをかけられ、 キャッシュ・フローにその他の負担が課せられている企業に投資することがあり、このため、高い 金融リスクを伴うことがある。サブ・ファンドは、財務上もしくは経営上の困難に陥ったまたはそ の他投資家の関心を失った企業債務にも投資を行うことができる。かかる投資は投機的とみなされ る可能性があり、当該債務は、金利変動、一般的な経済情勢の変化もしくは特定の業界に影響を与 える経済的要因、または法域および/もしくは企業内における特定の動向により悪影響を受ける可 能性がある。

(L) 新興市場投資に関わるリスク

サブ・ファンドは、「新興市場」に所在する発行体の証券に投資することができ、また「新興国」の通貨に関する取引を含む外国為替予約取引および直物為替先渡取引を行うことができる。新興市場への投資は、先進国に比べて一般的に画一的かつ未成熟な経済構造に対するエクスポージャーおよび先進国に比べて不安定と予想される可能性がある政治体制に対するエクスポージャーを含むその他のリスクを伴う。投資に影響を与えることがある新興市場のその他の特徴には、関連する国家利益に敏感であると思われる発行体または産業への外国人による投資を制限する可能性のある一定の国策、また民間および対外投資ならびに私有財産を管理する成熟した体制が存在しないことが含まれる。新興市場にある発行体の証券の市場規模が一般的に小さいこと、またかかる証券の取引量が少ないかまたは全く取引されない可能性があることにより、当該証券について流動性が欠如し、また価格が変動することもある。

(M) 世界の転換社債投資に関わるリスク

転換社債は、保有者に同一または異なる発行体の普通株式またはその他エクイティ証券を取得する権利を与える証券である。転換社債により、通常、保有者は、転換社債の満期または償還、転換もしくは交換までに支払われるかまたは発生する利息を受領する権利を有する。転換前に、転換社債は、転換社債以外の社債と類似する性質を有する。通常、転換社債は、企業の資本構成において普通株式に優先するため、概ね、会社の普通株式よりもリスクは低い。通常、転換社債は、優先債務に劣後するため、発行体の転換社債は、その優先債務よりも高度のリスクを伴う。転換条項により、転換社債の価格は、通常、ある程度原資産の価格変動に応じて変動するため、発行体ならびに/または一般的な市場および経済状況に関連するリスク(株価変動リスク、金利リスク等)を伴う。

6. 保証および補償

サブ・ファンドの設立書類に基づき、特定の関係者(受託会社および投資顧問会社を含む。)は、 サブ・ファンドに対する各自の業務の履行により発生する可能性のある債務の補償を受ける。さらに、 通常の業務において、サブ・ファンドは、様々な補償条項を含む契約を締結する。サブ・ファンドに 対して現在は発生していないが、将来行われる可能性のある請求が含まれるため、これらの契約に基 づくサブ・ファンドの最大エクスポージャーは不明である。ただし、サブ・ファンドは、これらの契 約に基づく事前の請求または損失を受けてはいない。

7. 所得税

サブ・ファンドは、課税上の地位に関してケイマン諸島の法律に従う。ケイマン諸島の現行法の下で、利益、収益、利得および評価益に対して課される税金はなく、また遺産税および相続税の性質を有するいかなる税金もサブ・ファンドを構成する不動産、およびサブ・ファンドの下で生じる収益、ならびに当該不動産および収益に関するサブ・ファンドの受益者に対して適用されない。サブ・ファンドによる分配に対して、および受益証券の買戻時の純資産価額の支払に関して適用される源泉徴収税はない。そのため、当財務書類に計上された所得税の引当はなかった。

サブ・ファンドは通常、米国連邦所得税の目的上、米国における取引または事業に従事しているとみなされないよう活動を実施するようにしている。とりわけ、サブ・ファンドは、1986年内国歳入法(改正済)におけるセーフ・ハーバーに適格となることを目的としており、サブ・ファンドは、同法に基づき、その活動が自己勘定による株式および有価証券またはコモディティー取引に限定される場合、当該事業に従事しているとはみなされない。サブ・ファンドの収益がサブ・ファンドが行う米国の取引および事業に有効に関連している場合、サブ・ファンドが米国を源泉として得る一定種類の収益(配当および一定種類の受取利息を含む。)に対して米国の税金30%が課される。この税金は通常、当該収益から源泉徴収される。

税務ポジションの不確実性の会計処理および開示に関する権威ある指針(財務会計基準審議会ー会計基準編纂書740)は、受託会社に、サブ・ファンドの税務ポジションが税務調査(関連する不服申立てまたは訴訟手続の解決を含む。)時に「認定される可能性の方が高い(more likely than not)」か否かを、当該ポジションの技術上のメリットに基づき決定するよう要求している。認定される可能性の方が高い場合の閾値を満たす税務ポジションについては、当財務書類において認識される税金金額は、関係税務当局と最終的に和解した時点で実現する可能性が50%超である最大ベネフィットだけ減額される。受託会社は、サブ・ファンドの税務ポジションについて検討し、当財務書

類において納税引当金が不要であるとの結論を出した。現在、不確実な税務ポジションに関して、利権または賦課金はない。

2016年8月31日現在、アメリカ合衆国以外の主要な税務管轄の調査対象となる課税年度は、期限にかかる法令に基づき、2011年(運用開始日)から現在の会計年度までである。アメリカ合衆国連邦税務管轄の調査対象となる課税年度は、2011年(運用開始日)から2016年8月31日までである。

8. 報酬および費用

(A) 管理事務代行報酬、名義書換事務代行報酬

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー(以下「管理事務代行会社」および「名義書換事務代行会社」という。)は、サブ・ファンドの純資産価額に基づいて、毎日発生し、毎月支払われる報酬を受領する。管理事務代行会社は、毎年、報酬として、5億米ドルまでの部分について年率0.04%、5億米ドル超10億米ドルまでの部分について年率0.03%、10億米ドル超の部分について年率0.02%を受領する権利を有する。管理事務代行会社はまた、年間45,000米ドルの資産ベースの最低報酬を受領する。名義書換事務代行会社は、毎年、報酬として、資産の年率0.01%を受領する権利を有する。2016年8月31日に終了した年度中に管理事務代行会社兼名義書換事務代行会社が稼得した報酬および2016年8月31日現在における管理事務代行会社兼名義書換事務代行会社への未払報酬残高は、損益計算書および資産負債計算書にそれぞれ開示されている。

(B) 保管報酬

受託会社は、保管会社が純資産の0.01%から0.04%の範囲の保管報酬を受領するという契約を保管会社との間で締結している。保管会社は、年間5,000米ドル最低報酬を受領する。加えて、保管会社は、特定の手続について一取引当たり10米ドルから50米ドルの範囲の取引手数料を受領する。2016年8月31日に終了した年度中に保管会社が稼得した報酬および2016年8月31日現在における保管会社への未払報酬残高は、損益計算書および資産負債計算書にそれぞれ開示されている。

(C) 受託報酬

受託会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.01%(ただし、最低年間受託報酬を10,000米ドルとする。)の報酬を受領する。かかる報酬は、毎日発生し、毎月支払われる。2016年8月31日に終了した年度中に受託会社が稼得した報酬および2016年8月31日現在における受託会社への未払報酬残高は、損益計算書および資産負債計算書にそれぞれ開示されている。

(D) 投資顧問報酬

投資顧問会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.38%の料率で、年間報酬を受領する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に支払われる。2016年8月31日に終了した年度中に投資顧問会社が稼得した報酬および2016年8月31日現在における投資顧問会社への未払報酬残高は、損益計算書および資産負債計算書にそれぞれ開示されている。

(E) 代行協会員報酬

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(以下「代行協会員」という。)は、日本証券業協会の規則および要件の遵守を確保し、サブ・ファンドの各クラスの純資産価額の年率0.05%の報酬を受領する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に支払われる。2016年8月31日に終了した年度中に代行協会員が稼得した報酬および2016年8月31日現在における代行協会員への未払報酬残高

は、損益計算書および資産負債計算書にそれぞれ開示されている。

(F) 販売報酬

日本における販売会社は、サブ・ファンドの各クラスの純資産価額の年率0.50%の報酬を受領する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に支払われる。2016年8月31日に終了した年度中に日本における販売会社が稼得した報酬(印刷費用、販売費用およびその他の正当な立替費用を含むがこれらに限定されない。)ならびに2016年8月31日現在における日本における販売会社への未払報酬残高は、損益計算書および資産負債計算書にそれぞれ開示されている。販売会社は、日本の金融商品取引法に基づき第一種金融商品取引業者として登録されており、投資運用業ならびに金融商品の売買、売買の仲介、引受けおよび募集を含む金融商品取引業務に従事する。

(G) 管理報酬

管理会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.04%の報酬を受領する。当該報酬は、毎日発生し、四半期毎に支払われる。2016年8月31日に終了した年度中に管理会社が稼得した報酬および2016年8月31日現在における管理会社への未払報酬残高は、損益計算書および資産負債計算書にそれぞれ開示されている。

(H) その他の費用

サブ・ファンドは、投資顧問報酬、管理事務代行報酬、保管報酬および名義書換事務代行報酬によってカバーされない、運用に関連するその他の費用を負担することがあり、当該費用には、当局対応手数料、ブローカー手数料およびその他のポートフォリオ取引費用、金利を含む借入費用、訴訟および補償費用を含む特別費用、設立費用ならびに監査報酬が含まれるが、これらに限定されない。

9. 関連当事者取引

サブ・ファンドは、管理事務代行会社、保管会社および受託会社の関連当事者であるブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーとの間で外国為替予約取引を締結することができる。2016年8月31日現在、サブ・ファンドとブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーとの間に未決済の外国為替予約取引は存在しなかった。2016年8月31日に終了した年度中に、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーとの間で締結された外国為替予約取引において2,133米ドルの実現純損失があり、損益計算書に開示されている。

10. 最近の会計についての公表

2014年8月、財務会計基準審議会は、ASU第2014-15号「財務諸表の表示-継続企業の存続能力に関する不確実性の開示」(以下「ASU第2014-15号」という。)を公表した。ASU第2014-15号は、企業の経営陣に対して、継続企業としての存続能力に関する重大な疑義が存在するか否かを決定する評価日時点において了知しているかまたは合理的に了知することのできる、関連する状況、事象および一定の経営計画を評価することを求めている。継続企業としての存続能力に関する重大な疑義が計画によって軽減されないと経営陣が判断する場合、財務諸表が発行された日(または、適用ある場合には、発行可能となった日)から一年以内に、継続企業としての存続能力について重大な疑義があることを財務諸表の注記に記載することが義務付けられる。ASU第2014-15号は、2016年12月15日以降に終了する会計年度から効力を生じ、その後の会計年度および中間期についても適用される。

早期の適用は認められる。

2016年1月5日、財務会計基準審議会は、ASU第2016-01号「金融商品ー概要(副議題 第825-10号):金融資産および金融負債の認識および測定」を公表した。この更新は、金融商品の利用者に対して意思決定により有用な情報を提供するための金融商品の報告モデルを強化することを意図しており、金融商品の認識、測定、表示および開示の側面の一部に関連するものである。ASUは金融資産の信用損失の測定についても関連している。ASU第2016-01号は、2017年12月15日以降に始まる会計年度から効力を生じ、これらの会計年度中の中間期も含まれる。早期の適用は認められる。

現時点でこれらの変更が財務諸表に影響を及ぼすことは予想されない。

11. 後発事象

受託会社は、2017年2月10日の財務書類の公表日までに生じたすべての後発取引および後発事象について評価した。2016年9月1日から2017年2月10日までに実施された受益証券買戻金額は、5,933,041米ドルであった。同期間に実施された分配金額は、7,317米ドルであった。サブ・ファンドに関して報告されるべきその他の後発事象はない。

(3)投資有価証券明細表等

コクサイ・ケイマン・トラストー グローバルCBエマージングPLUS (ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託)

投資有価証券明細表

2016年8月31日現在 (通貨:米ドル)

投資先ファンドへの投資-95.3%	受益証券口数	純資産比率(%)	評価額(米ドル)
グローバルCBエマージング・プラス・ファンド (コクサイ・トラスト2のサブ・ファンド) ー GCBEFノン・ヘッジクラス	1, 769, 497, 834	95. 3%	\$17, 254, 373 —
投資先ファンドへの投資合計 (個別原価 \$17,972,601)		95.3	\$17, 254, 373
負債を上回る現金およびその他の資産		4. 7	842, 010
純資産		100.0%	\$18, 096, 383

2016年8月31日現在、サブ・ファンドは、グローバルCBエマージング・プラス・ファンドの純資産の24.14%を所有している。 サブ・ファンドの投資先ファンドにおける個別銘 柄の公正価値の比例持分は、サブ・ファンドの純資産の5%を超過していない。

2016年8月31日現在におけるサブ・ファンド・レベルの未決済の外国為替予約取引

買い	取引相手方	契約金額	決済日	売り	契約金額	未実現評価益	未実現評価(損)	未実現純評価(損)益
JPY	Citibank N.A.	1, 221, 000	09/01/2016	USD	12, 179	\$-	\$ (378)	\$ (378)

2016年8月31日現在における円クラス(ヘッジあり)の未決済の外国為替予約取引

買い	取引相手方	契約金額	決済日	売り	契約金額	未実現評価益	未実現評価(損)	未実現純評価(損)益
JPY	Citibank N.A.	401, 634, 197	09/30/2016	USD	4, 001, 107	\$-	\$ (113, 294)	\$ (113, 294)
JPY	Citibank N.A.	133, 857, 333	09/30/2016	EUR	1, 179, 228	_	(21, 548)	(21, 548)
						\$ <i>-</i>	\$ (134, 842)	\$ (134, 842)

注記は、財務書類と不可分のものである。

46

コクサイ・ケイマン・トラストー グローバルCBエマージングPLUS (ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託)

投資有価証券明細表

2016年8月31日現在

(通貨:米ドル)

デリバティブ商品の価額

以下の表は、潜在的なネッティング・アレンジメントを含めたサブ・ファンドのデリバティブ・ポジションの概要である。デリバティブ商品に関する詳細は、財務書類の注記2の デリバティブ商品セクションおよび注記5のリスク要因セクションを参照のこと。

		取引相手方		デリバティブ 資産の価額	デリバティブ 負債の価額	取得担保	差入担保	ネット*
	店頭デリバティブ				_		_	<u> </u>
ı	外国為替予約取引	Citibank N.A.	\$	\$	(135, 220) \$	\$	\$	(135, 220)
- 50 -	マスター・ネッティング・アレンジメントの 対象となるデリバティブの総額		\$ <u></u>	\$	(135, 220) \$	\$	\$	(135, 220)

^{*} ネットとは、債務不履行があった場合に取引相手方から/(に)支払われるべき未収金/(未払金)を表す。 ネッティングは、同一の法的主体と締結される同一の契約に基づいて行われる取引の間において認められる。

	通貨略称	
EUR	ユーロ	
JPY	日本円	
USD	米ドル	

注記は、財務書類と不可分のものである。

Ⅴ. お知らせ

2016年5月1日付で、ミツビシUF J グローバルカストディ・エス・エイは、その名称をルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S. A. に変更し、また、エムユージーシー・ルックス・マネジメント・エス・エイは、その名称をMUFGルクスマネジメントカンパニーS. A. に変更しました。